

弁理士制度の見直しの方向性について

令和 3 年 2 月

産業構造審議会
知的財産分科会
弁理士制度小委員会

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会 開催経緯

弁理士法は、平成 12 年に全面改正が行われ、その後も平成 14 年、17 年、19 年、26 年、30 年と累次の改正が行われてきた。そして、平成 26 年の改正弁理士法は平成 27 年に施行され、平成 30 年の改正弁理士法は令和元年に施行されたところである。

平成 26 年の改正弁理士法附則第 10 条では、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第六条の規定による改正後の弁理士法（以下この条において「新弁理士法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」として、施行後 5 年経過時点での見直しを規定している。

このため、弁理士法の施行状況と今後の制度見直しの方向性に関し、幅広い観点から検討を行うべく、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会を以下のとおり開催した。

第 15 回小委員会 令和 2 年 10 月 30 日（金）

議事：・これまでの弁理士制度見直しについて

- ・平成 26 年、30 年改正弁理士法の施行状況について
- ・弁理士制度見直しの方向性について

第 16 回小委員会 令和 2 年 11 月 25 日（水）

議事：・中小企業への対応について

- ・農林水産分野への対応について

第 17 回小委員会 令和 2 年 12 月 21 日（月）

議事：・相談しやすい環境の整備

- ・「弁理士制度小委員会報告書（案）」について

第 18 回小委員会 令和 3 年 2 月 4 日（木）

議事：・「弁理士制度小委員会報告書（案）」について

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会 委員名簿

小委員長

井上 由里子 一橋大学大学院法学研究科教授

青木 大也 大阪大学大学院法学研究科准教授

蘆立 順美 東北大学大学院法学研究科教授

伊東 正樹 一般社団法人日本知的財産協会副理事長・
株式会社豊田自動織機知的財産部部长・弁理士

相良 由里子 日本弁護士連合会日弁連知的財産センター委員・
中村合同特許法律事務所弁護士・弁理士

櫻井 武志 東京ブラインド工業株式会社代表取締役社長・
東京商工会議所知的財産戦略委員会委員

清水 善廣 日本弁理士会会長・弁理士

高倉 成男 明治大学法科大学院法務研究科長

南 孝一 一般社団法人日本国際知的財産保護協会理事長

山田 真紀 横浜地方裁判所判事・前東京地方裁判所判事（知的財産権
部部総括）

（敬称略，五十音順）

目 次

はじめに	1
総 論	
1. これまでの弁理士制度見直し	2
2. 平成 26 年改正弁理士法の施行状況	6
3. 平成 30 年改正弁理士法の施行状況	21
4. 知的財産をめぐる環境変化	25
5. 取り組むべき課題	27
各 論	
第 1 章 中小企業への対応	30
Ⅰ. 中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化	30
Ⅱ. 弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上	34
Ⅲ. 中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化 ...	36
第 2 章 農林水産分野への対応	38
Ⅰ. 農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上	38
Ⅱ. 農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上 ..	44
Ⅲ. 農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化 ...	46
第 3 章 相談しやすい環境の整備	48
Ⅰ. 一人法人制度の導入	48
Ⅱ. 法人名称の変更	52
第 4 章 裁判所による第三者意見募集制度に関する対応	56
おわりに	58

はじめに

明治 32 年に導入され、令和元年に 120 周年を迎えた弁理士制度は、今日に至るまで、我が国の知的財産制度を支え、産業の発展に貢献してきた。弁理士法において知的財産に関する専門家として定められた国家資格者である弁理士は、現在では 11,000 人を超え、大企業のみならず、中小・ベンチャー企業、個人事業主などの知的財産に関する事業活動の内外での展開を支えるなど、幅広い分野で活躍している。

経済のグローバル化や、AI・IoT等の技術の進展などにより、我が国の知的財産政策の前提となる経済社会情勢は急速な変化を遂げている。こうした変化の中、企業等が競争力を維持し、強化していくためには、知的財産に関する専門家である弁理士の貢献が不可欠である。

特に、令和 2 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」や、令和 2 年 5 月に知的財産戦略本部にて決定された「知的財産推進計画 2020」では、中小企業や農業分野における知的財産の保護・活用が掲げられており、これらの分野での弁理士の更なる活躍が期待されているといえる。

このような基本認識の下、今般の弁理士制度小委員会では、平成 26 年改正弁理士法の附則第 10 条の 5 年後見直し規定と衆参両院の法改正の審議の際の附帯決議に基づき、改正弁理士法の施行状況を踏まえつつ、特に以下の観点から、弁理士制度の在り方についての検討を集中的・精力的に行った。

- (1) 中小企業への対応
- (2) 農林水産分野への対応
- (3) 相談しやすい環境の整備

本報告は、この検討の結果を取りまとめたものである。

政府においては、本報告を踏まえ、必要な調整を速やかに行い、適切な措置を講ずることを期待するものである。

総 論

1. これまでの弁理士制度見直し

平成 12 年に工業所有権の適正な保護及び利用の促進等の要請への適確な対応を図ることを目的として、弁理士の活動領域の拡大、量的拡大、質的向上を柱とする弁理士法の全面改正が行われ、その後も累次（平成 14、17、19、26、30 年）の改正が行われてきた。

（１）平成 12 年法改正の背景・概要

平成 11 年に行われた工業所有権審議会法制部会知的財産専門サービス小委員会において、知的財産の戦略的活用の促進が知的財産政策全体の課題として挙げられ、その中で弁理士に関しては知的財産の戦略的活用を支える人材として期待されるがその量が極めて少ないことや、知的財産の契約、紛争処理等の場面における活動が十分にできていないことなどが指摘された。また、規制緩和推進 3 か年計画（平成 11 年 3 月閣議決定）において、「国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直す」と記載されるなど、業務独占規定・業務範囲の見直し、法人化の解禁を含め弁理士制度の改革が早急に求められていた。

このため、平成 12 年法改正は以下の方針で行われた。

- 知的財産に係る契約関連業務、紛争処理業務等の法務サービスに関して、ユーザーのアクセス改善、種々の資格者の能力を活かした多様なサービスの提供の観点から、弁理士業務についての規制の在り方について見直す。
 - ①税関における権利者側の輸入差止手続代理権の付与
 - ②裁判外紛争解決手続への関与の拡大
 - ③知的財産権のライセンス契約代理業務
- 若く有為な人材や技術士等他部門の専門家を知的財産専門サービスの中核的担い手である弁理士として効果的活用を図るとともに、十分な量を確保するため、弁理士試験制度を抜本的に改革し、試験負担の軽減、専門知識を有する者に対する試験免除等を導入する。
- 多様なユーザーのニーズに応える総合的なサービスを実現するため、弁理士事務所の法人化を解禁するとともに、地域中小企業等に対するサービスの充実・強化を図るため、複数事務所の設置を認める。

- 知的財産専門サービスに関するユーザーの選択可能性の拡大を図るため、広告制限や標準報酬額表の在り方について、必要最小限の規制を除いて原則自由とする。

(2) 平成 14 年法改正の背景・概要

知的財産関連の侵害訴訟件数が急増する状況において、知的財産専門の弁護士が不足し、産業界等から専門性の高い訴訟代理人の質的・量的拡大による紛争処理サービスの充実・強化が強く要請されていた。このような要請を踏まえ、平成 13 年に行われた司法制度改革審議会では、弁理士に信頼性の高い能力担保措置を条件に侵害訴訟代理権を認めるべきとの提言がなされた。そして、特許庁長官の私的懇談会「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」の検討結果を受け、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、弁理士に対して工業所有権等に関する侵害訴訟代理権（弁護士との共同受任に限る）を、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で付与することとした。

(3) 平成 17 年法改正の背景・概要

平成 16 年に裁判外紛争解決手続（ADR）の機能を充実することを目的とした裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）が公布された。また、同年の司法制度改革推進本部において、弁理士を ADR の手続実施者としてだけでなく、紛争当事者の代理人として活用することが決定されたことを踏まえ、知的財産関連紛争の ADR 手続における弁理士の代理権を整備することとした。具体的には、①弁理士の ADR 代理業務の範囲の明確化、及び②ADR の代理業務に著作権に関する事件を追加した。

(4) 平成 19 年法改正の背景・概要

平成 19 年法改正は、平成 12 年改正法附則の 5 年後見直しの規定に基づいて平成 18 年に行われた産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会の検討結果を受け、以下の方針で行われた。

- 弁理士が有する専門的知見に対する多様なニーズに対応するため、弁理士が扱うことができる業務範囲を拡大する。
 - ①税関における輸出入差止手続について、特許権等の権利者側の代理業務のみならず、輸出入者側の代理業務についても追加
 - ②外国出願関連業務を弁理士の標榜業務として規定

③特定不正競争の範囲の拡大

- 受験者層の拡大を通じて多様な人材を確保するため、知的財産に関する大学院の修了者及び弁理士試験の一部科目の既合格者に対して、弁理士試験の試験科目の一部免除制度を導入する。
- 自己研鑽を怠り不適切な行為を行う弁理士による悪影響を解消し、また、近年の弁理士試験の合格者数の増加に伴って、相対的に実務での教育・訓練の機会が減少することで、実務経験が乏しい弁理士が増加し、ひいては出願人へのサービスの質が低下するのではないかと懸念に対処するため、弁理士登録前及び登録後の研修を義務化する。
- ユーザーへの総合的な業務の提供主体である特許業務法人制度の活用を促進するため、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負うこととする制度を導入する。
- ユーザーによる弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表するとともに、弁理士の自発的な情報提供を促す。
- 業務独占資格である弁理士の責任を明確にするため、懲戒の種類の新設や懲戒事由の明確化を行うとともに、弁理士の名義貸しを禁止する。

(5) 平成 26 年法改正の背景・概要

平成 26 年法改正は、平成 19 年改正法附則の 5 年後見直しの規定に基づいて平成 25 年に行われた産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会の検討結果を受け、以下の方針で行われた。

- 経済社会のグローバル化に伴う弁理士の業務量の増加や弁理士への社会的要請の拡大に応えるべく、弁理士が自らの使命を明確に自覚し自律の徹底及び自己研鑽に励むよう、弁理士の使命を法律に規定する。
- 日本弁理士会による自治の拡大を実施するため、経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を廃止する。
- 独立後の弁理士又はある特許業務法人から別の特許業務法人に移籍した弁理士の業務範囲が必要以上に制限され、依頼者が弁理士を選択する際の選択肢が必要以上に狭められることを防ぐため、特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとする。
- 中小企業・小規模事業者、個人事業主等が、自社の「強み」の差別化・付加

価値の最大化を図る「オープン・クローズ戦略」を実践できるよう、特許等の出願以前の段階における相談業務を弁理士の標榜業務として追加する。

- 模倣品対策の観点及び訴訟手続によることなく迅速かつ柔軟に紛争解決を図る観点から、水際での輸出入差止手続における権利者及び輸出入者の代理並びに特許権等に関する事件の裁判外紛争解決手続における代理に関する相談業務を追加する。
- 意匠に係る国際登録出願に関する手続代理業務を追加する。

(6) 平成 30 年法改正の背景・概要

不正競争防止法の改正により、業として特定の者に対して提供される一定のデータ（以下「限定提供データ」¹という。）が新たに同法の保護対象とされ、限定提供データに関する不正取得等が新たに不正競争として規定された。また、第四次産業革命の進展に伴い、分析可能なデータ量の飛躍的増大に伴うデータの利活用の促進や、戦略的な市場確保の観点から知財戦略と標準化戦略の一体化が、我が国の産業政策の重点分野となっている中、自社内に専門的な人材を抱えることが困難な企業からは、知的財産に関する専門家である弁理士が、その企業の標準化活動を支えることが期待されていた。このような状況を踏まえて平成 29 年に行われた産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会の検討結果を受け、データ関連業務及び標準関連業務を弁理士の標榜業務として追加した。

¹ 携帯電話の位置情報データなど、事業者間の流通によってサービスや製品の付加価値の向上等が期待されるデータ。

2. 平成 26 年改正弁理士法の施行状況

(1) 弁理士の使命の明確化

①改正の概要

近年、経済社会のグローバル化に伴い、弁理士の果たすべき業務量は顕著に増加しており、また、今般の改正により弁理士の業務として明確化する知的財産権侵害疑義物品の水際での輸出入差止めに関する相談業務への対応等や中小企業対応の充実といった裾野の拡大についても、その社会的要請はより一層拡大している。

こうした要請に弁理士が応え続けるには、弁理士が自らの使命を明確に自覚し自律の徹底及び自己研鑽に励むことが不可欠であり、使命規定の創設が必要である。

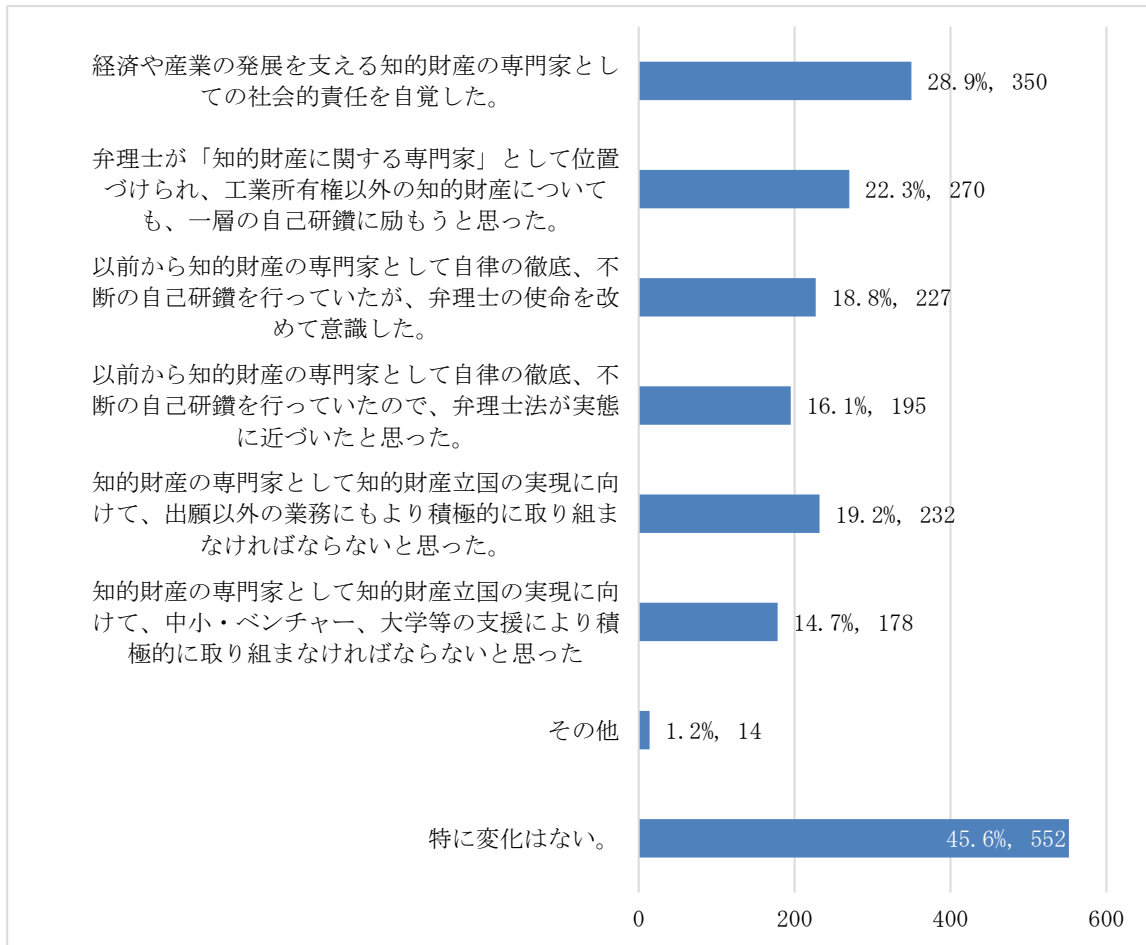
以上を踏まえ、「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命を、弁理士法上に明確に位置づけることとした。【改正弁理士法第 1 条、第 37 条、第 56 条】

②施行状況

以下の調査結果によると、使命条項導入によって、知的財産に関する専門家としての使命を意識し業務の幅を拡げながら業務に取り組んでいる弁理士が一定数いることが分かる。また、知的財産に関する専門家として幅広い業務を担う弁理士に対する企業の期待も大きいと考えられる。

(ア) 使命条項導入における弁理士の心理的变化

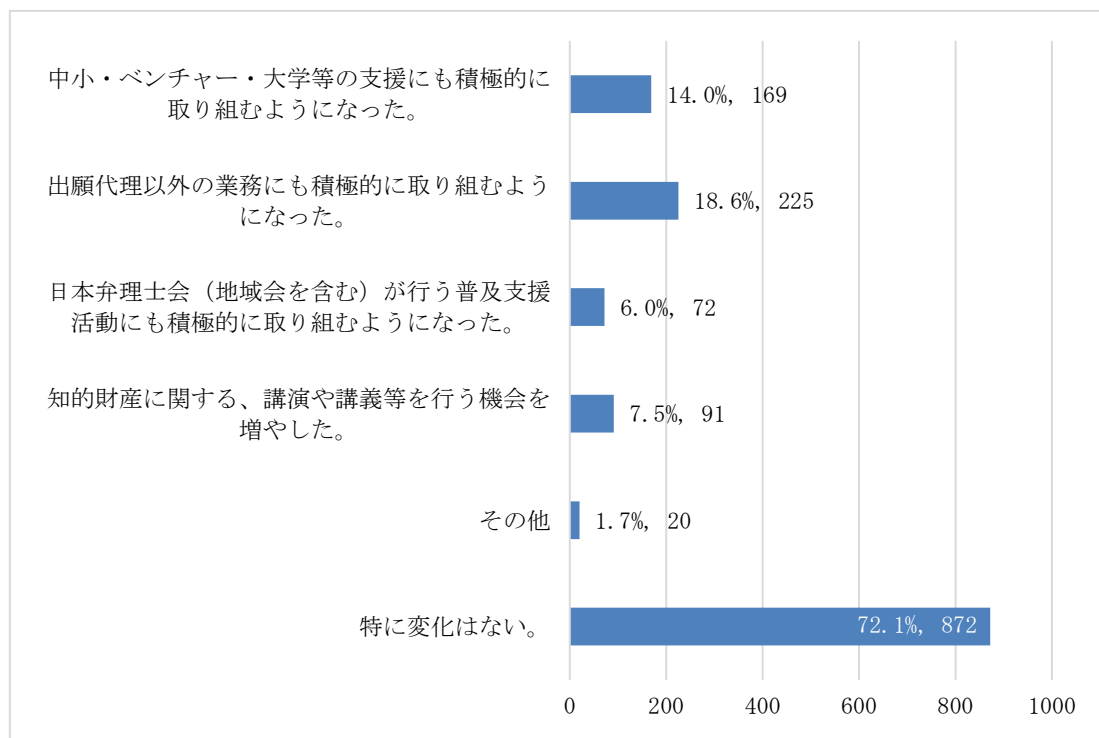
弁理士に対して、使命条項の導入によりどのような心理的变化があったかを調査したところ、半数以上の者が何かしらの前向きな心理的变化を感じている。



※日本弁理士会調べ（令和2年8月、n=1,210、複数回答可）

（イ）使命条項導入における活動の幅の変化

弁理士に対して、知的財産の専門家と位置づけられたことにより、活動の幅にどのような変化があったかを調査したところ、14.0%が「中小・ベンチャー・大学等の支援にも積極的に取り組むようになった。」と回答している。また、18.6%が「出願代理以外の業務に積極的に取り組むようになった。」と回答している。



※日本弁理士会調べ（令和2年8月、n=1,210、複数回答可）

（ウ）弁理士を含む外部専門家の各知財業務の活用状況

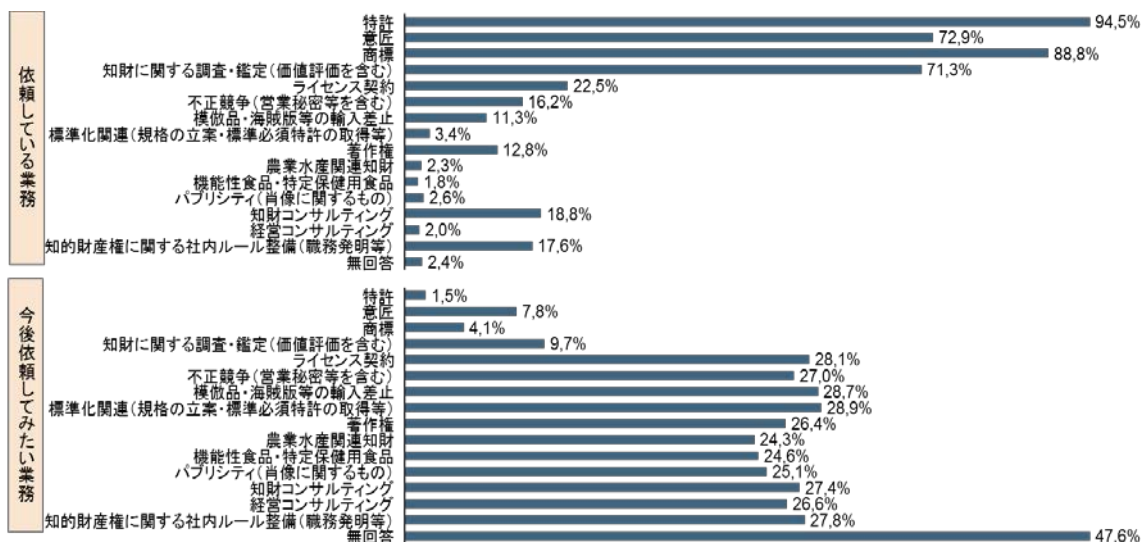
企業に対して、各知財業務において主に活用している外部専門家・機関を調査したところ、出願業務だけでなく、調査項目中「知財を活用した事業性評価・企業価値評価」を除く全ての業務で、弁理士に依頼する割合が最も高くなっている。

	弁理士	弁護士	中小企業 診断士	コンサル 企業	税理士	公認会計 士	知財総合 支援窓口	よろず拠 点	その他
国内特許の取得	87.9%	4.4%	0.1%	1.3%	0.3%	0.1%	2.5%	0.3%	3.1%
国内意匠の取得	89.0%	1.8%	0.0%	1.1%	0.2%	0.0%	1.4%	0.3%	6.3%
国内商標の取得	87.3%	3.7%	0.1%	1.5%	0.1%	0.0%	1.9%	0.3%	5.0%
海外特許の取得	89.7%	4.5%	0.0%	1.1%	0.1%	0.0%	1.5%	0.1%	2.9%
海外意匠の取得	88.1%	3.0%	0.0%	0.8%	0.2%	0.0%	0.7%	0.3%	7.0%
海外商標の取得	86.4%	4.8%	0.0%	2.2%	0.1%	0.0%	1.1%	0.3%	5.1%
自社競合他社の知財分析	51.9%	5.2%	0.4%	10.5%	0.2%	0.0%	3.7%	0.9%	27.3%
オープンクローズ領域の検討	43.7%	4.6%	0.8%	7.0%	0.0%	0.0%	3.0%	1.6%	39.4%
発明発掘	62.6%	1.5%	0.2%	2.8%	0.0%	0.0%	2.8%	1.1%	29.1%
ブランディング	42.9%	3.5%	1.0%	12.7%	0.2%	0.2%	2.5%	2.2%	34.7%
他社との提携（共同開発等）	46.3%	20.5%	0.4%	4.2%	0.2%	0.0%	1.6%	0.8%	26.0%
経営や事業を踏まえた知財推進	40.9%	6.0%	1.0%	8.5%	0.8%	0.5%	4.5%	0.8%	37.1%
特許・商標などを組み合わせた知財ミックス推進	52.5%	3.1%	0.3%	3.6%	0.5%	0.0%	3.9%	1.3%	34.8%
係争対応	49.7%	41.3%	0.1%	0.9%	0.1%	0.0%	1.2%	0.1%	6.5%
ライセンス対応	46.5%	34.2%	0.2%	1.1%	0.3%	0.0%	1.5%	0.2%	16.1%
知財を活用した事業性評価・企業価値評価	34.6%	5.7%	1.9%	11.4%	1.6%	1.9%	3.2%	1.1%	38.6%

※特許庁調べ（令和2年5月、n=877）

（エ）企業が弁理士に依頼している業務、今後依頼したい業務の割合

企業に対して、弁理士に現状依頼している業務、今後依頼してみたい業務を調査したところ、現状でも、弁理士に専権業務以外の業務を依頼している企業は一定数存在する。また、今後依頼してみたいという企業は、現状依頼している企業より多く存在する。



※日本弁理士会調べ（平成 31 年 1 ～ 2 月、n=1,853、複数回答可）

（２）日本弁理士会の役員解任権の廃止

①改正の概要

90 年以上に渡る日本弁理士会の運営状況や、平成 19 年の法改正で導入された弁理士登録前の実務修習（弁理士法第 16 条の 2）及び弁理士登録後の継続研修（弁理士法第 31 条の 2）において弁理士の職業倫理の修得が義務付けられた点に鑑みれば、あえて経済産業大臣が日本弁理士会の役員人事に介入しなければならない事態の発生は想定し難く、むしろ、日本弁理士会による自治の拡大を実施すべきとの指摘がなされている。

以上を踏まえ、経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を廃止することとした。【改正弁理士法第 72 条】

②施行状況

経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権の廃止に伴い、日本弁理士会では、自治強化に向けた役員制度の改革や、弁理士への処分に関する制度の整備を実施（別添 4「弁理士法改正を受けての日本弁理士会の取組」第 6 ページ参照）。

(3) 弁理士の利益相反行為の緩和

①改正の概要

特許業務法人が法定された平成 12 年の法改正以降、特許業務法人数、特許業務法人に所属する弁理士数及び特許業務法人当たりの弁理士数は顕著に増加しており、年々、独立後の弁理士又はある特許業務法人から別の特許業務法人に移籍した弁理士の業務範囲が必要以上に制限され、依頼者が弁理士を選択する際の選択肢が必要以上に狭められる可能性が高まっている。

特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとする事とした。【改正弁理士法第 31 条、第 48 条】

②施行状況

弁理士の利益相反行為の緩和に伴い、日本弁理士会では、コンフリクト対策の周知徹底、事件受任に係るガイドライン等の整備、事務所単位での利益相反管理規定の整備を実施（別添 4「弁理士法改正を受けての日本弁理士会の取組」第 7 ページ参照）。

(4) 発明等の保護に関する相談業務の明確化

①改正の概要

優れた技術や商品を生み出すイノベーションを促進するために、企業の研究開発等の成果の取扱いについて、(ア)特許による収益の確保、(イ)製造のノウハウなど秘匿すべき技術や営業秘密の「ブラック・ボックス」化、(ウ)標準化戦略による市場規模・市場シェアの拡大、といった取組を最適に組み合わせながら、自社の「強み」の差別化・付加価値の最大化を図る「オープン・クローズ戦略」が重要となっている。

特に、中小企業・小規模事業者、大学・研究機関、個人などにとって、こうした戦略を実践するためには、知的財産に関する専門家としての弁理士による支援が重要である。

こうした相談業務に関するニーズの増加に伴い、近年、特許庁に出願手続に係属する以前の段階における発明や技術上の情報等の保護に関する相談（自身の発明のうち、何を特許出願し、何を特許出願せず営業秘密として保護すべきか等）が弁理士に対して数多くなされているが、相談業務が適切に

行われない事態も散見されるようになった。こうした事態に対して適切に対処するためには、当該相談業務を弁理士の業務として明確に位置付け、弁理士法の各規定の適用対象とすることが必要である。

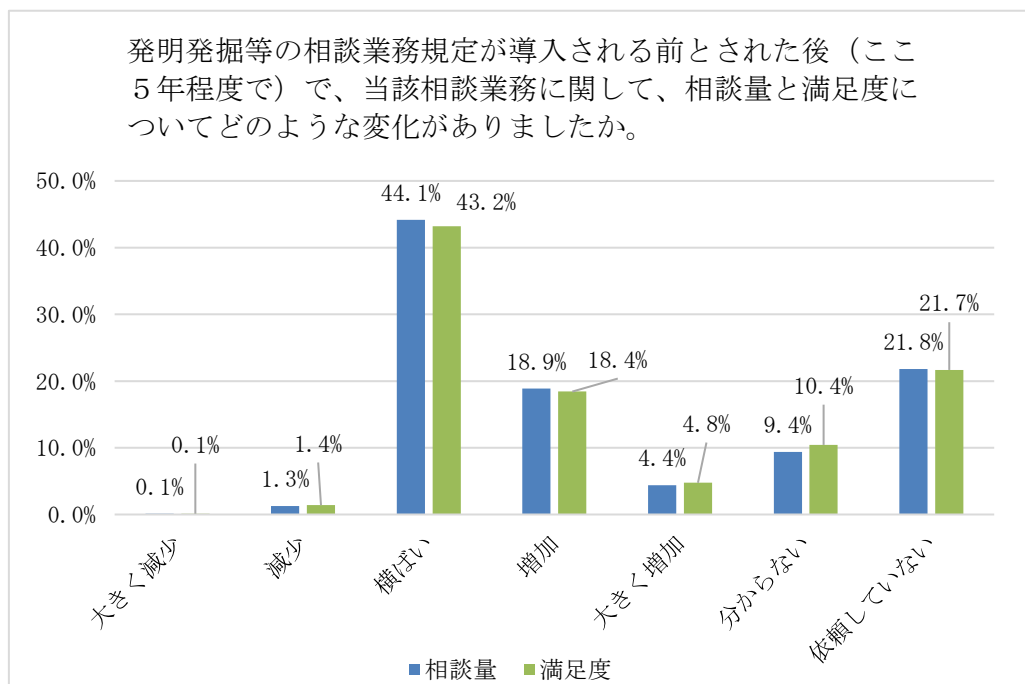
以上を踏まえ、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨を明確化することとした。【改正弁理士法第4条第3項】

②施行状況

以下の調査結果によると、発明発掘等の相談業務規定の導入によって、弁理士に対する当該業務の相談量、満足度は共に増加している。また、半数以上の企業が弁理士に知財コンサル業務を依頼しており、不満よりも満足している者の方が多い。加えて、知財コンサル業務に対する企業の弁理士への期待は高い。

（ア）発明発掘等相談業務の相談量と満足度の法改正前後の変化

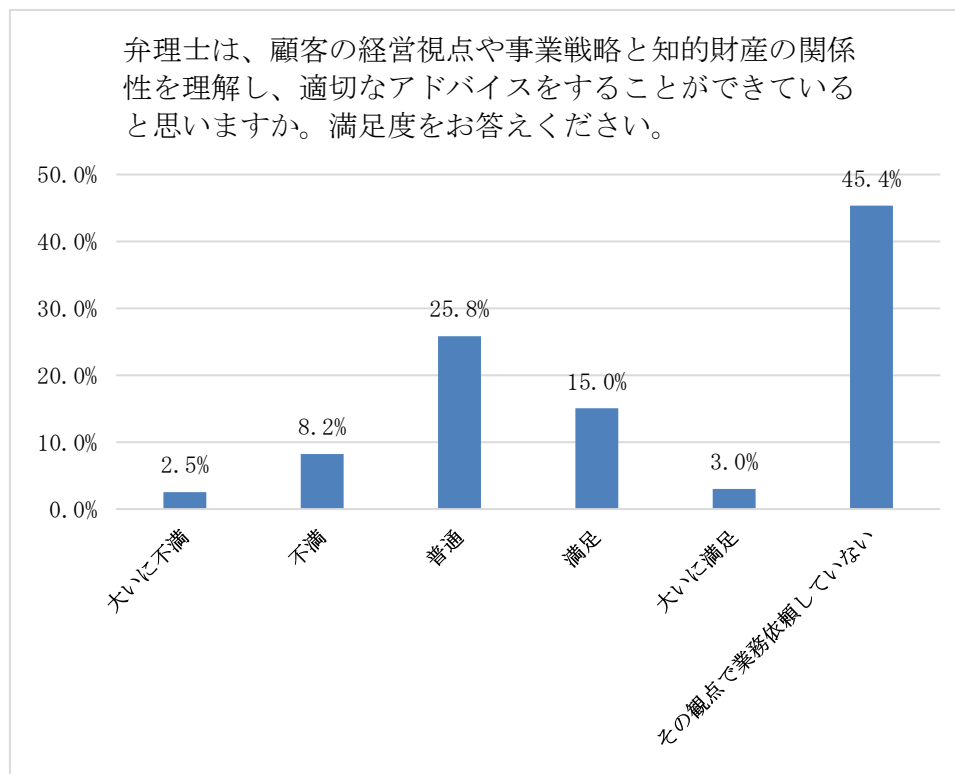
企業に対して、発明発掘等の相談業務規定が導入される前とされた後で、当該相談業務に関して、相談量と満足度についてどのような変化があったか調査したところ、相談量、満足度共に、「増加」及び「大きく増加」と回答した者の合計は、「減少」及び「大きく減少」と回答した者の合計より多くなっている。



※特許庁調べ（令和2年5月、n=863）

(イ) 知財コンサル業務に関する弁理士への評価

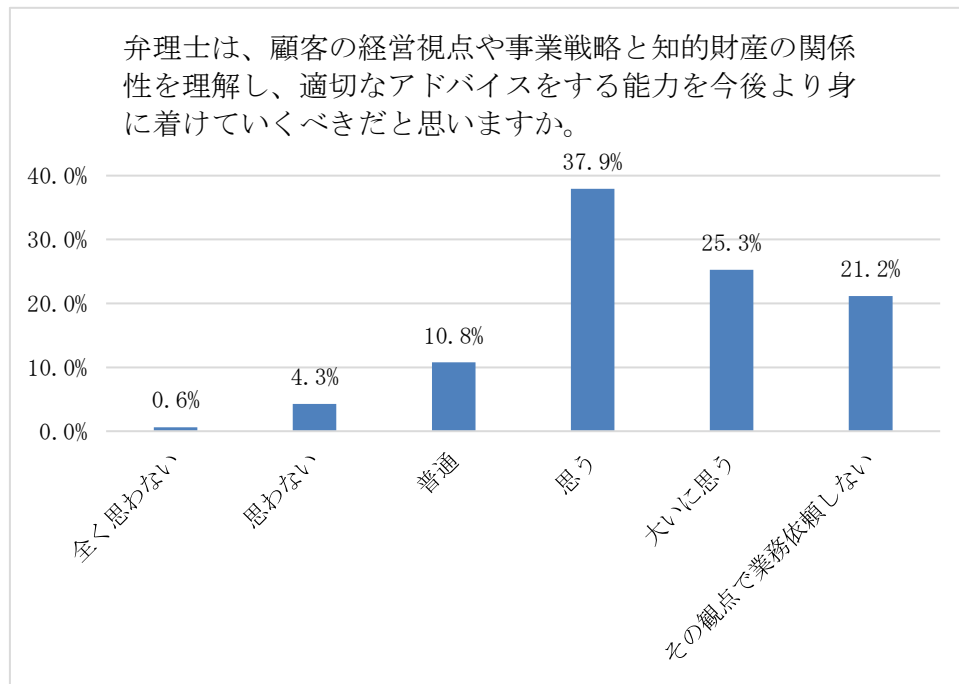
企業に対して、弁理士が顧客の経営視点や事業戦略と知的財産の関係性を理解し、適切なアドバイスをする事ができているか調査したところ、約55%の企業がその観点で業務を依頼しており、その業務内容について「満足」及び「大いに満足」と回答した者の合計は、「不満」及び「大いに不満」と回答した者の合計より約7%多くなっている。



※特許庁調べ（令和2年5月、n=864）

(ウ) 弁理士の知財コンサル業務に対する企業の期待

企業に対して、弁理士は、顧客の経営視点や事業戦略と知的財産の関係性を理解し、適切なアドバイスをする能力を今後より身に付けていくべきと思うか調査したところ、約63%の者が「思う」又は「大いに思う」と回答している。



※特許庁調べ（令和2年5月、n=799）

（５）水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の明確化

①改正の概要

弁理士法第4条第2項第1号及び第2号の業務が追加された平成12年の法改正以降、司法書士法（昭和25年法律第197号）、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）及び社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）では、各業務範囲規定において、紛争解決手続の代理業務とこれに関連する相談業務とを分けて規定する改正が続いた。その一方で、弁理士法第4条第2項第1号及び第2号の業務については、相談業務が明記されていないため、こうした各士業法改正との関係で、弁理士が、これらの代理業務に係る事前相談に応じることができるか否か疑義が生ずる事態となっていた。

近年、知的財産侵害物品の輸入差止件数・申立件数はともに拡大傾向にあり、また、国内の模倣品被害も拡大傾向にある。

このため、模倣品対策の観点及び訴訟手続によることなく迅速かつ柔軟に紛争解決を図る観点から、水際差止手続及び裁判外紛争解決手続について、より積極的に弁理士が貢献することの必要性が高まっている。

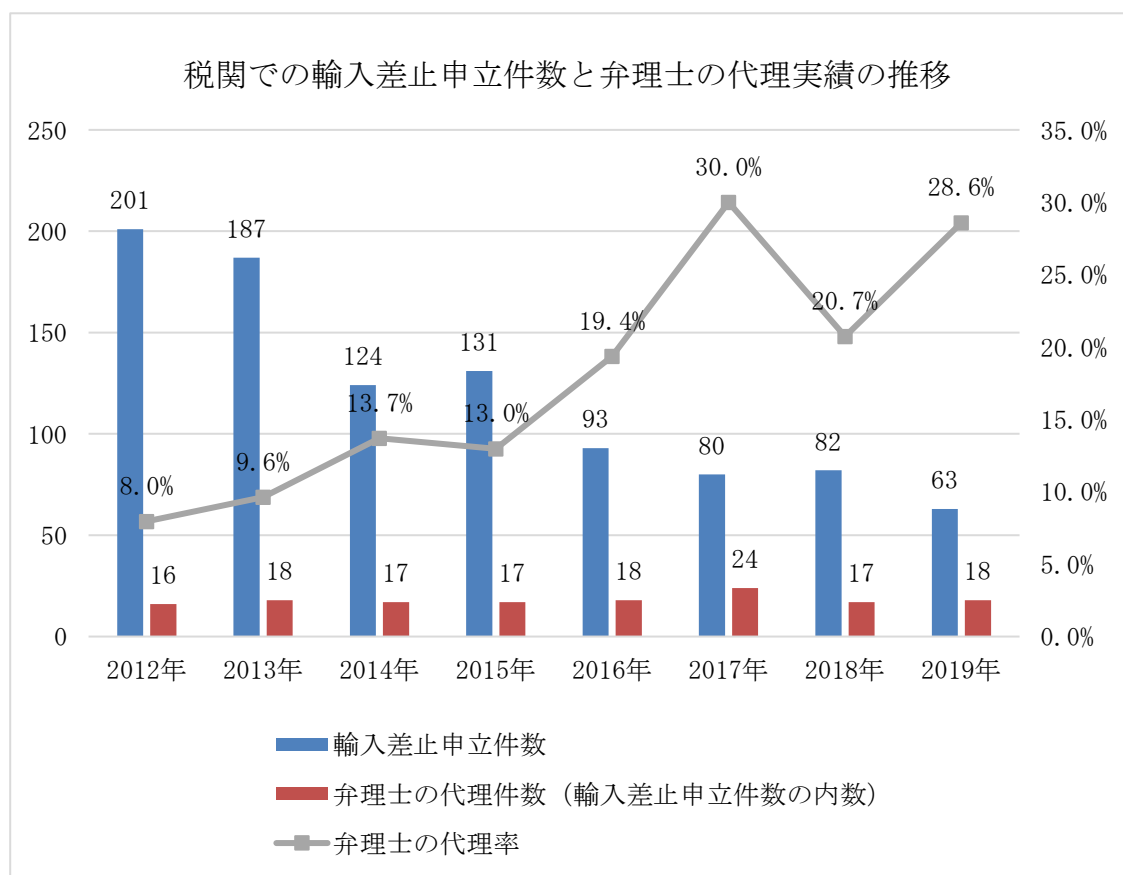
以上を踏まえ、水際差止及び裁判外紛争手続に係る相談業務ができる旨を明確化することとした。【改正弁理士法第4条第2項】

②施行状況

以下の調査結果によると、水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務については、一定の企業側からのニーズに対して、弁理士が対応している状況が見てとれる。

（ア）税関での輸入差止申立件数と弁理士の代理実績の推移

平成 26 年（2014 年）以降の税関での輸入差止申立件数と弁理士の代理実績推移をみると、輸入差止申立件数は減少傾向であるものの、弁理士の代理件数には変化がなく、弁理士の代理率は増加傾向にある。



※日本弁理士会の集計値より特許庁作成

（イ）裁判外紛争解決手続の件数と弁理士の代理実績

弁理士による代理手続が可能な仲裁機関は、日本知的財産仲裁センター及び日本商事仲裁協会の2機関である。日本知的財産仲裁センターにおいては、平成 24 年（2012 年）11 月～令和元年（2019 年）12 月に行われた裁判外紛争解決手続は合計 28 件であり、そのうち弁理士が代理人に入っている件数は 9 件であった（日本知的財産仲裁センター調べ）。また、日本商事仲裁協会にお

いては、平成 22 年（2010 年）～令和元年（2019 年）に行われた裁判外紛争解決手続は合計 193 件であり、そのうち弁理士が代理人に入っている件数は 3 件であった（日本商事仲裁協会調べ）。

（ウ）弁理士事務所の業務経験

弁理士事務所に対して、業務経験を調査したところ、8.3%が輸出入差止の代理の経験があると回答している。また、3.3%が知的財産に関する裁判外紛争解決手続（ADR）の代理の経験があると回答している。

		全体 (n=877)	事務所形態				事務所規模				付記	
			特許事務所 (n=479)	特許業務法人 (n=168)	法律事務所等 (n=27)	企業等 (n=183)	1 人 事務所 (n=177)	2-3 人 (n=161)	4-19 人 (n=188)	20 人 以上 (n=96)	有 (n=355)	無 (n=522)
B 係争 対応等	h. 登録後の審判等	63.1	65.6	72.0	77.8	44.8	58.2	76.4	70.2	63.5	74.4	55.4
	i. 審決取消訴訟の代理	42.4	48.0	54.2	63.0	12.6	43.5	54.7	56.4	39.6	56.9	32.6
	j. 特定侵害訴訟の代理・補佐人業務	34.9	38.4	47.6	63.0	8.2	34.5	46.0	47.3	31.3	50.1	24.5
	k. 知的財産に関する ADR の代理	3.3	2.7	4.8	18.5	0.5	0.6	5.0	3.7	4.2	3.9	2.9
	l. 輸出入差止の代理	8.3	7.5	12.5	22.2	3.8	4.0	14.3	8.0	10.4	11.0	6.5
	m. 裁判外での解決（警告状の送付、裁判外の和解等）	43.0	44.7	42.9	59.3	32.8	43.5	52.8	45.2	32.3	52.4	36.6

※出典 平成 29 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
「弁理士の業務の実態等に関する調査研究報告書」（n=877）

（エ）弁理士事務所が今後行う意志のある業務

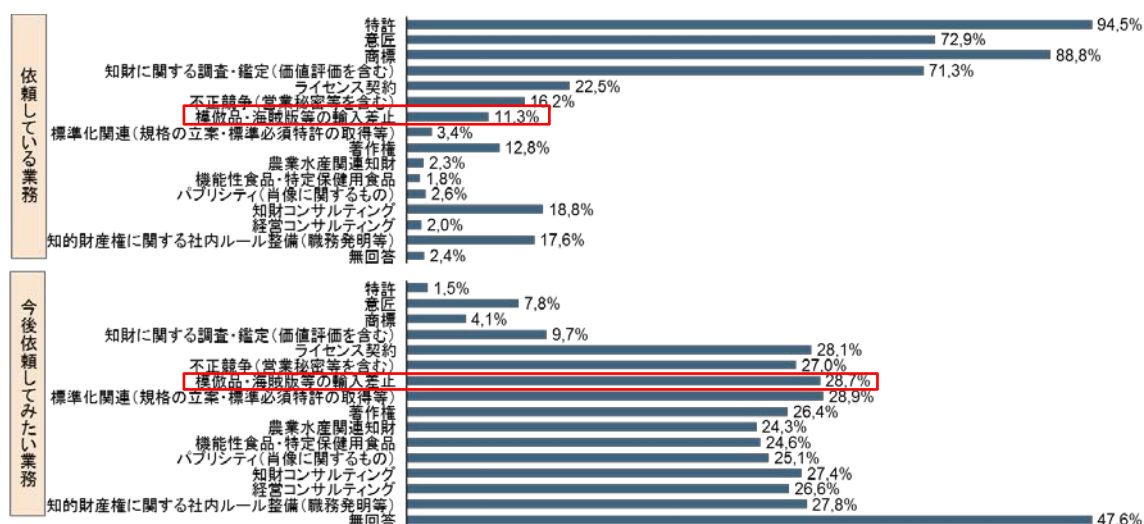
弁理士事務所に対して、業務ごとに今後行う意志の有無について調査したところ、36.4%が輸出入差止の代理業務を行う意志があると回答している。また、37.4%が知的財産に関する ADR の代理業務を行う意志があると回答している。

		全体 (n=508)	事務所形態				事務所規模				付記	
			特許事務所 (n=30)	特許業 務法人 (n=88)	法律事 務所等 (n=20)	企業等 (n=80)	1人事 務所 (n=19)	2-3人 (n=102)	4-19人 (n=117)	20人 以上 (n=51)	有 (n=230)	無 (n=278)
B 係争 対応 等	h. 登録後の審判等	66.5	69.6	68.2	80.0	48.8	66.4	71.6	65.8	76.5	75.7	59.0
	i. 審決取消訴訟の代理	62.8	65.4	69.3	80.0	41.3	63.0	66.7	65.8	70.6	72.2	55.0
	j. 特定侵害訴訟の代理・補佐人業務	56.7	58.9	62.5	55.0	42.5	54.6	65.7	59.8	56.9	72.2	43.9
	k. 知的財産に関するADRの代理	37.4	37.5	44.3	65.0	23.8	35.3	43.1	41.9	33.3	43.9	32.0
	l. 輸出入差止の代理	36.4	35.3	43.2	55.0	28.8	29.4	45.1	41.9	27.5	43.5	30.6
	m. 裁判外での解決（警告状の送付、裁判外の和解等）	51.0	50.8	61.4	60.0	36.3	51.3	57.8	51.3	52.9	60.4	43.2

※出典 平成 29 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
「弁理士の業務の実態等に関する調査研究報告書」 (n=508)

(オ) 企業が弁理士に依頼している業務、今後依頼したい業務の割合（再掲）

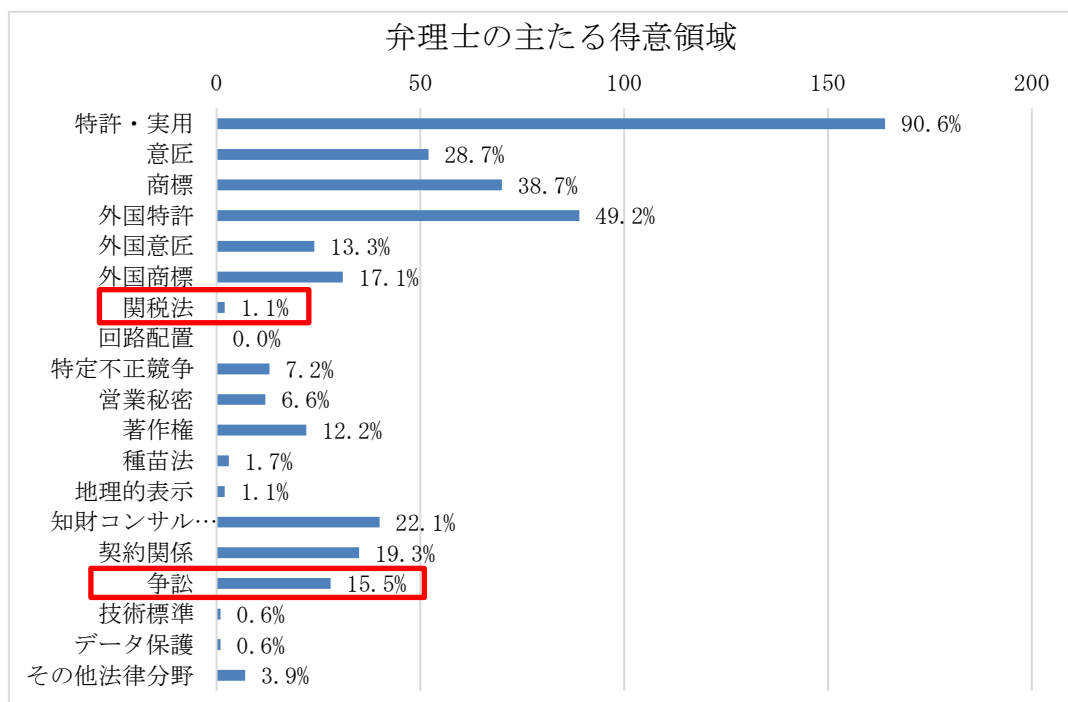
企業に対して、弁理士に現状依頼している業務、今後依頼してみたい業務を調査したところ、模倣品、海賊版等の輸入差止に関して、11.3%が現在依頼しており、28.7%が今後依頼したいと回答している。



※日本弁理士会調べ（平成 31 年 1 ～ 2 月、n=1, 853）

(カ) 弁理士の主たる得意領域

弁理士に対して、主たる得意領域を調査したところ、1.1%が関税法、15.5%が争訟と回答している。



※特許庁調べ（令和2年5月、n=181）

（6）意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加

①改正の概要

今般の意匠法改正において、ジュネーブ改正協定の実施のための国内担保法の規定の整備を行った中で、日本国民等が日本国特許庁を通じた国際出願（国際登録出願）をすることができるようにするための規定を整備した。特許協力条約の国際出願及び商標に係る国際登録出願に関する手続等は弁理士の業務とされていることから、同様に、意匠に係る国際登録出願に関する手続等についても弁理士の業務とするため、所要の規定の整備を行う必要がある。

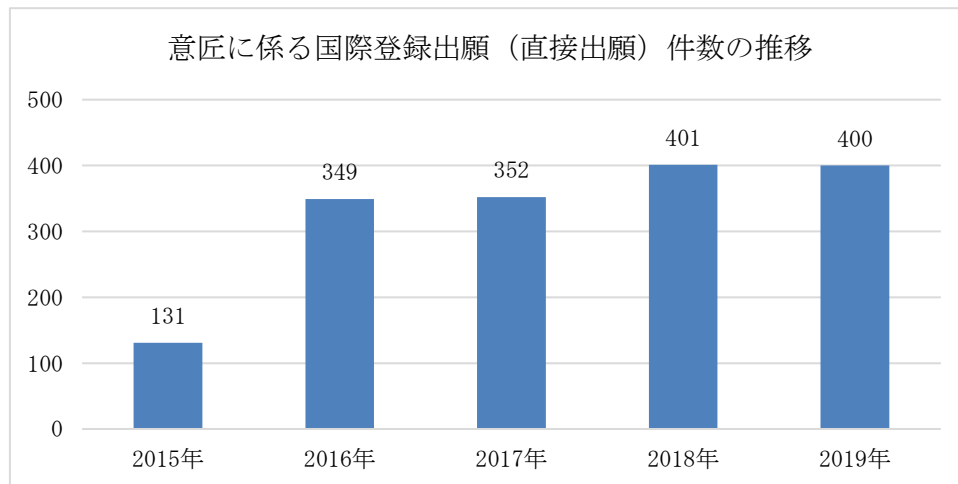
以上を踏まえ、弁理士の専権業務に「意匠に係る国際登録出願」に関する手続等を追加することとした。【改正弁理士法第2条、第4条第1項、第5条、第75条】

②施行状況

以下の調査結果によると、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理業務については、一定の企業側からのニーズに対して、弁理士が対応している状況が見てとれる。

(ア) 意匠に係る国際登録出願（WIPO 国際事務局への直接出願）件数の推移

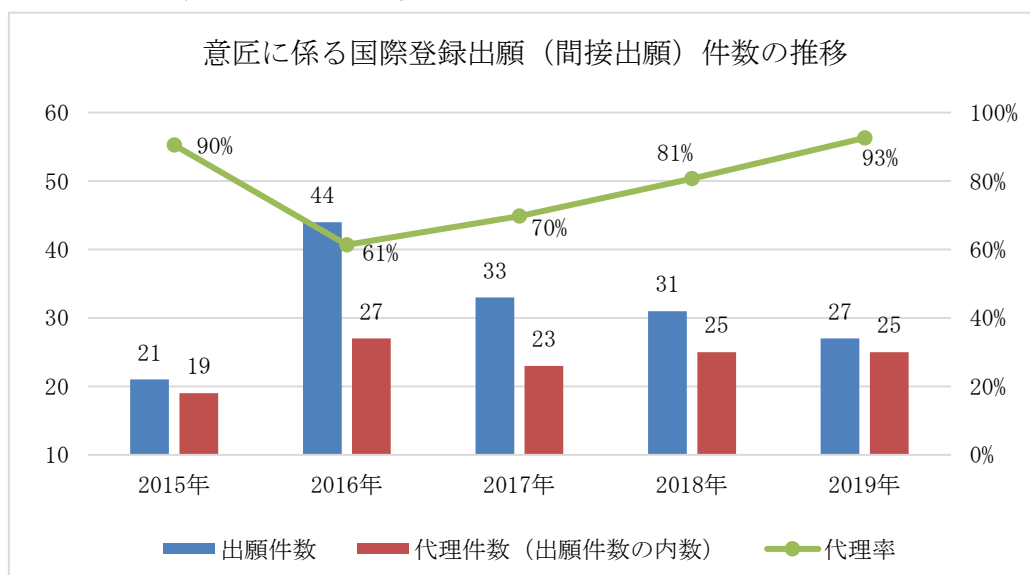
意匠に係る国際登録出願のうち、日本から WIPO へ直接出願された件数は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入（平成 27 年（2015 年）5 月）以後、増加している。



※出典 WIPO statistics database Last updated: August 2020
(Intellectual property right :Hague、Indicator : Applications by origin)

(イ) 意匠に係る国際登録出願（間接出願）件数の推移

意匠に係る国際登録出願のうち、日本国特許庁を通じて行う出願（間接出願）の件数は、30 件程度で推移している。一方、代理人²を活用した出願割合（代理率）は増加傾向にある。



※特許庁調べ

² 代理人の内訳は不明であるため、弁理士であるとは限らない。

(ウ) 弁理士事務所としての業務経験

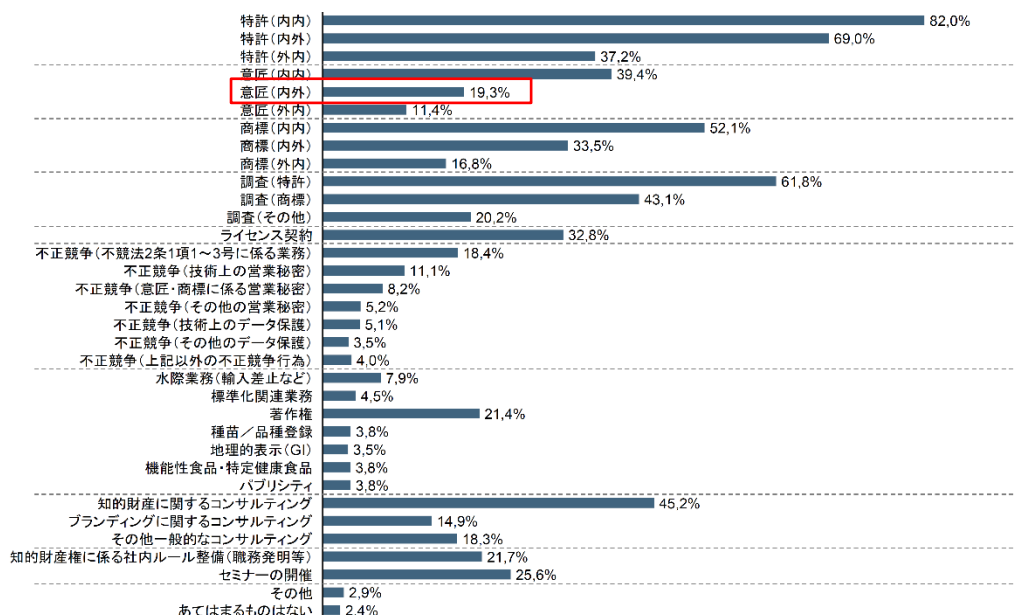
弁理士事務所に対して、外国出願等（意匠）の業務経験を調査したところ、31.8%が経験ありと回答している。

		全体 (n=877)	事務所形態				事務所規模				付記	
			特許事務所 (n=479)	特許業務法人 (n=168)	法律事務所等 (n=27)	企業等 (n=183)	1人 事務所 (n=177)	2-3人 (n=161)	4-19人 (n=188)	20人以上 (n=96)	有 (n=355)	無 (n=522)
△出願等	a. 国内出願等（特実）	87.2	89.6	89.3	66.7	82.5	89.3	90.7	90.4	86.5	91.5	84.3
	b. 国内出願等（意匠）	58.6	66.2	58.3	48.1	38.8	70.1	77.6	66.0	35.4	68.5	51.9
	c. 国内出願等（商標）	61.0	71.4	57.7	55.6	35.5	83.6	82.0	65.4	30.2	69.9	55.0
	d. 外国出願等（特実）	77.7	78.9	85.1	63.0	69.9	71.8	85.7	84.0	81.3	84.8	72.8
	e. 外国出願等（意匠）	31.8	34.7	32.7	33.3	21.3	29.9	43.5	38.8	19.8	39.7	26.4
	f. 外国出願等（商標）	42.6	50.1	41.1	37.0	24.0	45.8	65.8	49.5	25.0	53.8	35.1
	g. 年金・商標更新管理	53.5	64.7	43.5	48.1	32.2	74.6	78.9	52.1	25.0	63.1	46.9

※出典 平成29年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
「弁理士の業務の実態等に関する調査研究報告書」(n=877)

(エ) 弁理士の取扱業務

弁理士に対して、現在の取扱業務を調査したところ、19.3%が国内から海外への意匠出願を取り扱っていると回答している。



※日本弁理士会調べ（平成31年1～2月、n=1,387）

(オ) 弁理士事務所が今後行う意志のある業務

弁理士事務所に対して、業務ごとに今後行う意志の有無について調査したところ、48.4%が意匠の外国出願等に関する業務を行う意志ありと回答している。

		全体 (n=508)	事務所形態				事務所規模				付記	
			特許事務所 (n=309)	特許業務法人 (n=88)	法律事務所等 (n=20)	企業等 (n=80)	1 人事務所 (n=19)	2-3 人 (n=102)	4-19 人 (n=117)	20 人以上 (n=51)	有 (n=230)	無 (n=278)
A 出願等	a. 国内出願等（特実）	63.8	70.2	64.8	55.0	40.0	73.1	69.6	66.7	64.7	71.7	57.2
	b. 国内出願等（意匠）	55.9	61.2	59.1	50.0	31.3	64.7	66.7	60.7	41.2	67.8	46.0
	c. 国内出願等（商標）	57.3	63.8	60.2	50.0	30.0	68.9	71.6	60.7	39.2	66.5	49.6
	d. 外国出願等（特実）	59.1	65.0	61.4	55.0	33.8	61.3	68.6	63.2	64.7	67.0	52.5
	e. 外国出願等（意匠）	48.4	51.5	51.1	40.0	36.3	49.6	59.8	52.1	39.2	59.1	39.6
	f. 外国出願等（商標）	48.8	52.8	52.3	45.0	31.3	52.1	63.7	53.8	33.3	58.7	40.6
	g. 年金・商標更新管理	46.9	55.3	40.9	35.0	22.5	65.5	61.8	44.4	27.5	58.7	37.1

※出典 平成 29 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
「弁理士の業務の実態等に関する調査研究報告書」（n=508）

3. 平成 30 年改正弁理士法の施行状況

(1) 改正の概要

①データ関連業務の追加

不正競争防止法の改正により、限定提供データ³が新たに同法の保護対象とされ、限定提供データに関する不正取得等が新たに不正競争として規定された。

技術上の情報を営業秘密又は限定提供データのいずれで保護するかは、その情報を秘密として管理し内部でのみ利用するか、そうではなく外部提供を予定しているかなど、情報の利用態様により判断される。また、限定提供データに係る不正競争の行為態様は、営業秘密に関する不正競争の行為態様と同様であるほか、措置される救済措置も同様である。

これに鑑みれば、企業が情報の保護について外部人材に依頼するに当たっては、その情報を営業秘密又は限定提供データのいずれで保護するかといった保護形態の在り方も含め依頼することとなる。また、当初は営業秘密として保護していた情報を、後に限定提供データとして活用していたところ、その情報が不正利用された場合、その客体が営業秘密又は限定提供データであるかによって、訴訟上外部人材が関与できるか否かの扱いが変わることは当事者にとって不都合である。

したがって、既に「技術上の秘密」に係る不正競争に関与することができる弁理士が、限定提供データのうち「技術上のデータ」に係る不正競争についても関与できるようにすることが必要である。

以上を踏まえ、「技術上の秘密」を対象としている保護相談業務、契約業務及び紛争解決業務について、その対象に、限定提供データのうち「技術上のデータ」を追加することとした。【改正弁理士法第 2 条第 5 項、第 4 条第 3 項】

②標準関連業務の追加

第四次産業革命の進展に伴い、分析可能なデータ量の飛躍的増大に伴うデータの利活用の促進や、戦略的な市場確保の観点から知財戦略と標準化戦略の一体化が、我が国の産業政策の重点分野となっている。

こうした中、自社内に専門的な人材を抱えることが困難な企業からは、知的財産に関する専門家である弁理士が、その企業の標準化活動を支えること

³ 携帯電話の位置情報データなど、事業者間の流通によってサービスや製品の付加価値の向上等が期待されるデータ。

が期待されている。具体的には、弁理士に、知的財産及び標準に係る戦略の策定に関する相談に応じることや、例えば、企業からの標準規格提案の作成を支援する、利害関係者との交渉の際に妥協点を企業へ提案するといった形で、企業による標準規格の案の作成へ関与し又は企業からの相談に応じることが期待されている。

企業による標準規格の案の作成へ関与し、又は企業からの相談に応じるといった業務（以下「標準関連業務」という。）は、一般に誰もが自由に行うことができる業務である。そのため、改正前の弁理士法の下においても、弁理士は、こうした標準関連業務を行うことはできる。しかしながら、知的財産及び標準に係る戦略は、その企業の事業戦略とも密接に関連するものであるため、企業が安心して弁理士に標準関連業務を依頼するに際しては、企業秘密が漏えいしたり、ライバル企業が有利な取扱いを受けたりするような事態を防止する措置を講ずる必要がある。そこで、標準関連業務を弁理士法に明確に位置付け、秘密保持義務や利益相反に該当する業務を行い得ない事件等の弁理士法の各規定の適用対象となることを明確にすることが必要である。

以上を踏まえ、弁理士が、その名称と責務の下で、標準規格の案の作成に関与し、又は企業からの相談に応じることができるよう、標準関連業務を標準業務として弁理士法に規定することとした。【改正弁理士法第4条第3項】

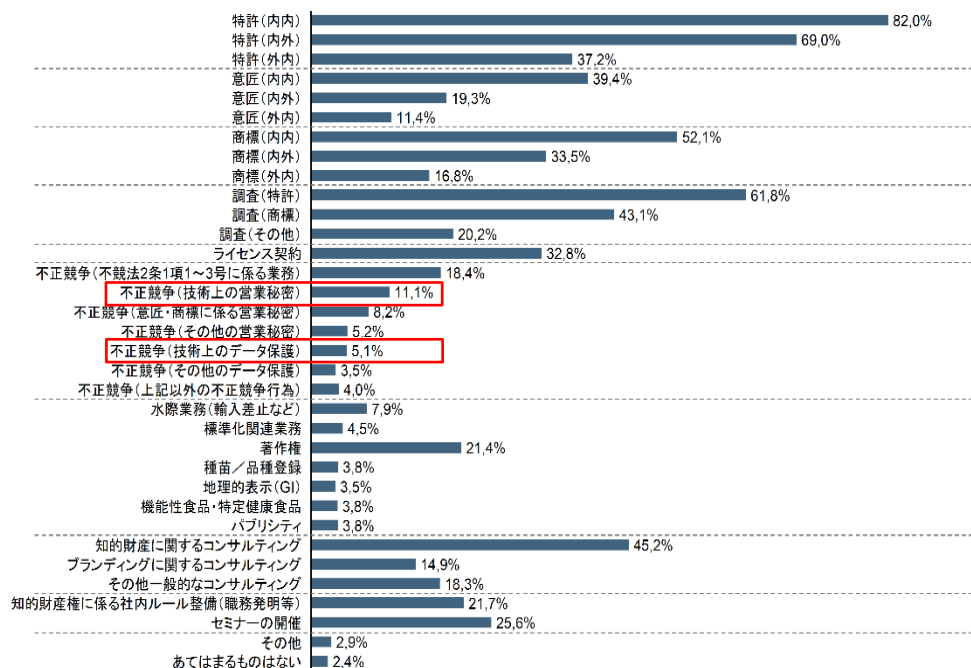
（２）施行状況

以下の調査は平成31年1月7日～2月6日（改正法の施行日の約5ヶ月前）に行われたものであるが、施行後も状況に大きな変化はないと考えられる。

①弁理士の取扱業務

弁理士に対して現在の取扱業務⁴を調査したところ、5.1%が不正競争（技術上のデータ保護）に関する業務を、4.5%が標準化関連業務を行っていると回答している。

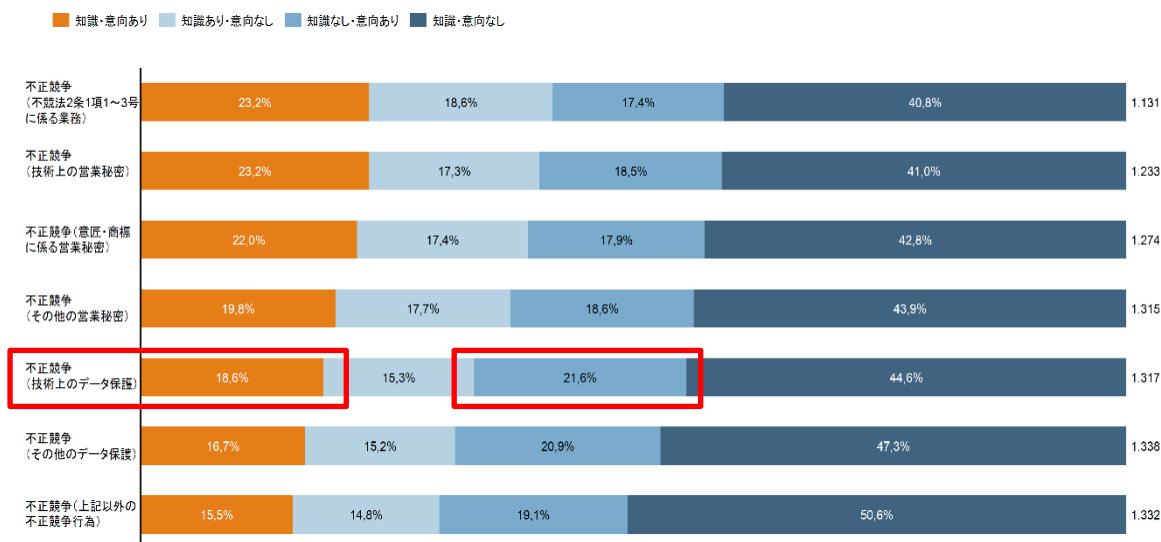
⁴ 特許庁調査（令和2年5月、n=181）によると、弁理士の主たる得意領域は、0.6%がデータ保護、0.6%が技術標準。

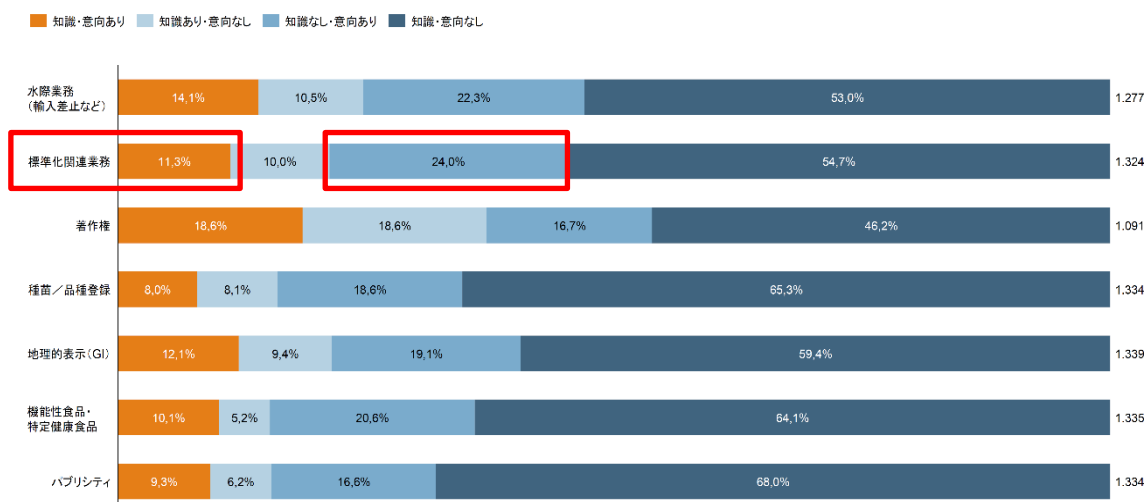


※日本弁理士会調べ（平成31年1～2月、n=1,387）

②弁理士の知識と業務を行う意向の有無

弁理士に対して、現在取り扱っていない業務に関し、知識と今後業務を行う意向の有無について調査したところ、約40%がデータ関連業務を行う意向があると回答している。また、約35%が標準化関連業務を行う意向があると回答している。

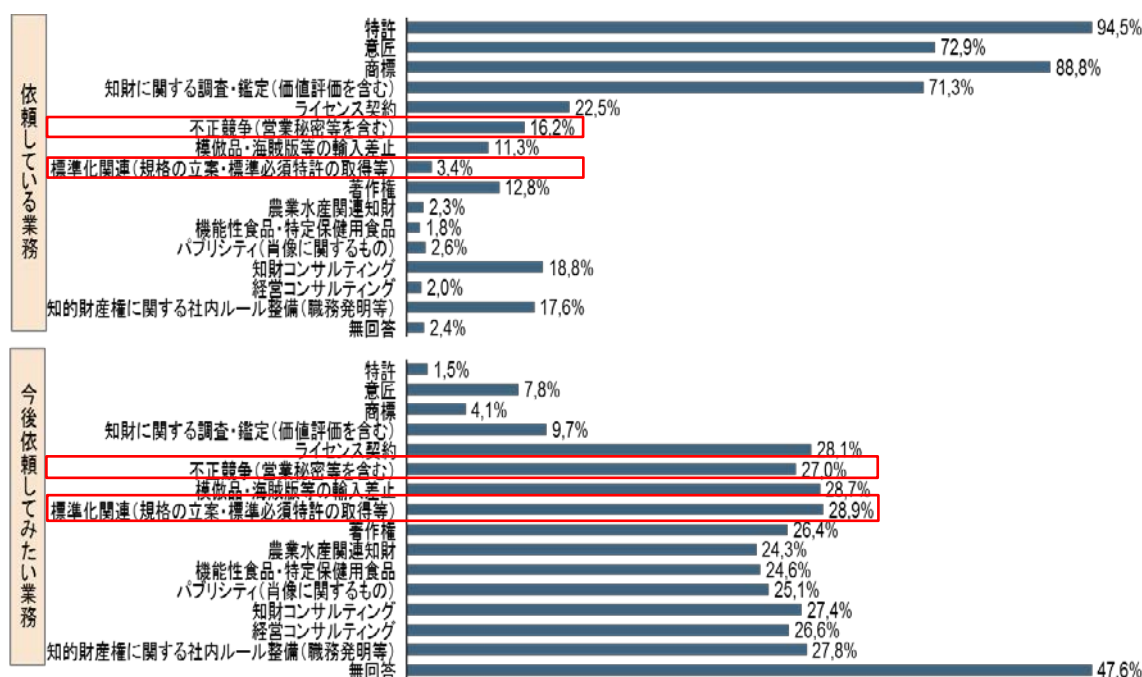




※日本弁理士会調べ (平成 31 年 1 ～ 2 月、n=1, 387)

③企業が弁理士に現在依頼している業務と今後依頼したい業務

企業に対して、弁理士に現在依頼している業務と今後依頼してみたい業務を調査したところ、データを含む不正競争関連については、16.2%が現在依頼しており、27.0%が今後依頼したいと考えている。また、標準化関連については、3.4%が現在依頼しており、28.9%が今後依頼したいと考えている。



※日本弁理士会調べ (平成 31 年 1 ～ 2 月、n=1, 853)

4. 知的財産をめぐる環境変化

近年の大きな社会変革を踏まえ、令和7年（2025年）から令和12年（2030年）頃を見据えて、来るべき社会像と価値の生み出し方や、それを支える知的財産システムについて、中長期の展望及び施策の方向性を示す「知的財産戦略ビジョン」が平成30年6月に知的財産戦略本部によって公表された。この「知的財産戦略ビジョン」では、技術をベースとした知的創造サイクルの基盤確立から、よりユーザー目線に立った価値デザイン社会⁵の実現を目指す戦略へのシフトが提唱されている。

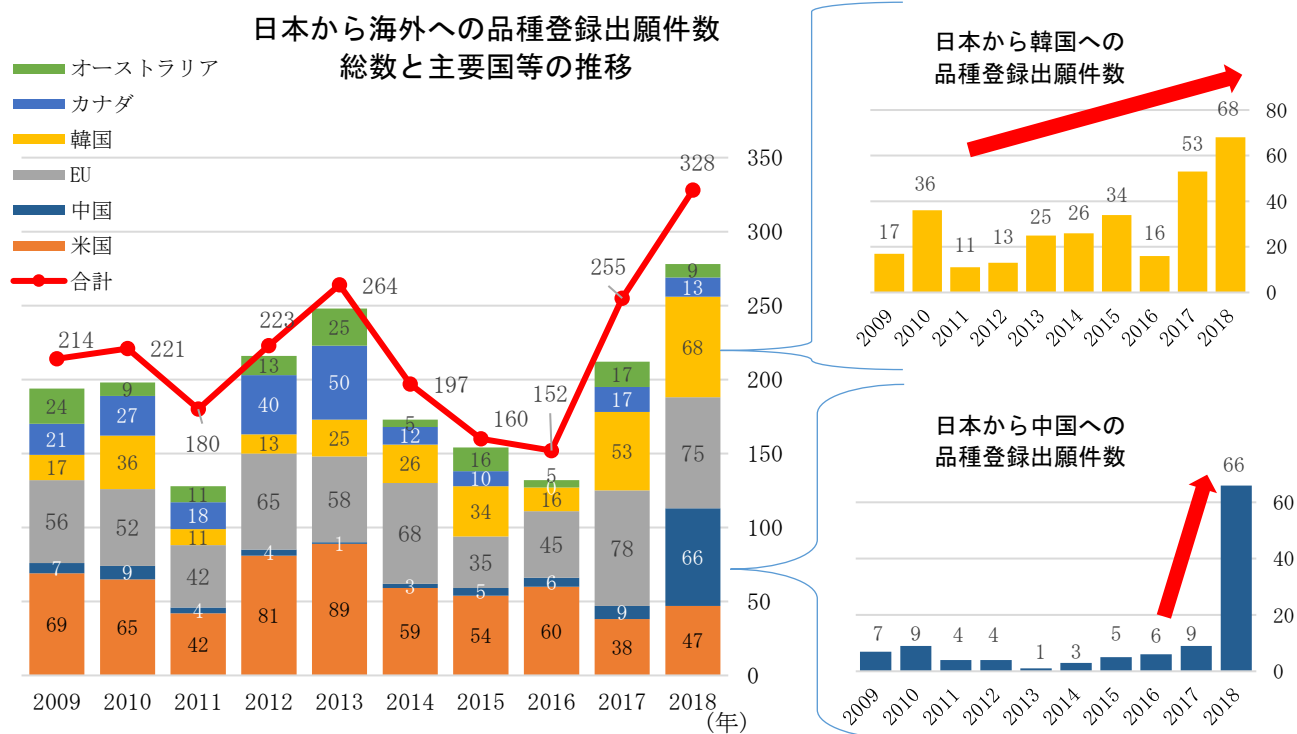
「知的財産戦略ビジョン」で掲げた価値デザイン社会の実現に向けて令和元年6月に公表された「知的財産推進計画2019」では、知財戦略の課題の一つとして、経営と知財の結びつきの不足が指摘されている。その課題を踏まえた新たな戦略における重要施策の一つとして、地方・中小の知財戦略強化支援や農林水産分野の知財政策促進を含む知財保護基盤の強化が取り上げられている。

令和2年5月に公表された「知的財産推進計画2020」においても、引き続き、知財活動を通じて中小企業のイノベーションを推進するための支援の強化や、農林水産分野における知的財産の保護・活用の取組の強化が取り上げられている。

また、令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、講ずべき施策の1つとしてグローバルマーケットの戦略的な開拓が掲げられており、具体的な方策として、農林水産物・食品の輸出促進と知的財産等の保護・活用を図ることが挙げられている。

以上のように、我が国は、地域経済の担い手である中小企業や農林水産分野における知財の保護や促進に取り組んでいる。実際、中小企業における知財の重要性は年々高まっており、特許庁編「特許行政年次報告書2020」によれば、中小企業による国内への特許や商標の出願は増加傾向にあり（2019年／2015年変動率で、特許が9.9%増、商標が47.1%増）、海外への特許出願も増加している（2018年／2014年変動率で9.6%増）。また、農林水産分野については、海外への品種登録出願件数は中国・韓国を中心に増加傾向にある。

⁵ 多様な個性が能力を発揮しながら、様々な新しい価値を創出して発信し、共感を得る社会。



※ UPOV (種苗に関する国際機関)HP のデータより特許庁作成

弁理士は、知財に関する専門家として、知財の適正な保護及び利用の促進その他の知財制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命としており（弁理士法第1条）、中小企業や農林水産分野における知財の保護や促進においても、知財に関する専門家として十分な役割を果たすことが期待されている。

大企業とは異なり、中小企業や農林水産分野では知財に明るい内部人材が乏しいことが多いため、弁理士が上記期待に応えるためには、知財の取得、活用から保護の各段階に応じたきめ細やかな総合的なサービスを提供することができる資質・能力を弁理士が備えていることが求められる。また同時に、これまで弁理士との関わりの少なかった中小企業や農林水産分野の事業者（以下「農林水産事業者」という。）が容易に安心して弁理士に相談できる環境を整備することも求められる。

5. 取り組むべき課題

上記4. の整理に基づき、今般の弁理士制度小委員会では、以下の（1）中小企業への対応、（2）農林水産分野への対応、（3）相談しやすい環境の整備という3つの観点に集約して具体的な検討を行った。

また、第44回特許制度小委員会（令和2年12月8日開催）での議論を受け、（4）裁判所による第三者意見募集制度への対応についても検討を行った。

（1）中小企業への対応

一部の中小企業では知財経営・知財ミックスの実践が進んでいるものの、知財活用の経営戦略における位置づけが明確化されていない中小企業が依然として多い。また、中小企業は、発明の発掘・深掘りや知財分析に課題があると感じており、加えて、昨今では知財を取り巻く新たな情勢（人工知能、IoT、コロナ等）への対応も求められている。

このように、知財活動全般（知財の保護・活用、知財戦略の構築等）に課題を抱える中小企業が依然として多いといえる。

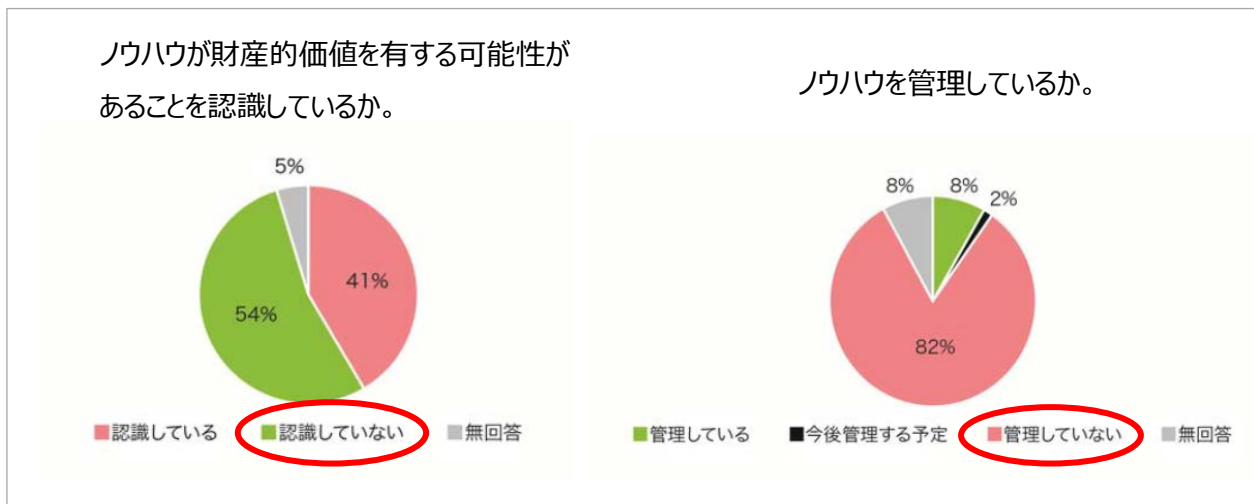
そこで、本小委員会では、中小企業への対応に関し、特に以下の点について検討を行った。

- I. 中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化
- II. 弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上
- III. 中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化

（2）農林水産分野への対応

伝統的に、新たに開発された農業技術、種苗そのほかの新資材は、秘匿することなく積極的に万民に共有されるべきという考えがあり、知財は商品や名称を「箔付け」するためのものにすぎないと誤解されることも多い。そのため、知財が権利保護の道具であるという意識が希薄であり、適切な知財保護が行えていない。また、育成者権や商標権などの各知財権が、それぞれ異なる利益を保護していることを十分理解していない結果、十分な権利活用も行えていない。

このように、農林水産事業者の知財に対する意識は全体的に低いという課題がある。



※農林水産省「農業分野における生産技術・ノウハウ等の知的財産としての管理に関するアンケート調査 調査結果報告書」（平成 30 年）より抜粋

そこで、本小委員会では、農林水産分野への対応に関し、特に以下の点について検討を行った。下記Ⅰ. については、弁理士が農林水産分野に対応できることの認知度を向上する上で、「農林水産知財業務を弁理士の業務とすること」が有効であるとの指摘があったため、当該指摘に関する対応の方向性について検討を行った後、その他の対応の方向性について検討を行った。

- Ⅰ. 農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上
 - （１）農林水産知財業務を弁理士の業務とすること
 - （２）弁理士の認知度向上のためのその他の対応
- Ⅱ. 農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上
- Ⅲ. 農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化

（３）相談しやすい環境の整備

知財を取り巻く環境は変化し続けており、中小企業や農林水産事業者に限らず、これまで弁理士と接点のなかった事業者等が、知財の専門家である弁理士を利用したいと考える機会は、今後も増加していく可能性が高い。一方、弁理士を利用した経験のない事業者にとっては、弁理士にどのような内容を相談できるのか、また、相談によってどのような結果が得られるのか明らかなでなく、相談を持ち込むことに心理的ハードルが存在すると考えられる。そのような心理的ハードルを下げ、どのような事業者でも安心して弁理士に相

談できる環境作りが求められているといえる。

上記（１）及び（２）で言及したように、中小企業や農林水産事業者が弁理士に相談しやすい環境を整えるため、弁理士へのアクセス性を改善することが求められているが、このアクセス性を高める前提として、中小企業や農林水産事業者を含む、弁理士と接点のなかった又は少なかった事業者等が安心して弁理士に相談しやすい環境を整えることが必要である。

そこで、本小委員会では、ユーザーにとって相談しやすい環境の整備に資するための対応として、特に以下の点について検討を行った。

Ⅰ．「一人法人」制度の導入

Ⅱ．「弁理士法人」への法人名称変更

（４）裁判所による第三者意見募集制度に関する対応

第 44 回特許制度小委員会（令和 2 年 12 月 8 日開催）において、裁判所が必要と認めるときに第三者からの意見を求めることができるとする第三者意見募集制度を導入することが検討された。

この検討結果を受けて、本小委員会では、第三者意見募集制度の導入に際し、弁理士業務に係る対応について検討を行った。

各 論

第 1 章 中小企業への対応

I. 中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化

1. 問題の所在

下表に示すように、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の知財総合支援窓口が受けた中小企業支援全般に関する相談のうち、弁理士が対応した件数は増加している。

INPIT 知財総合支援窓口における専門家（弁理士含む）の相談件数

件数	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2019/2016 年の変動率
専門家相談件数	14,314	16,661	17,475	16,898	+18.1%
うち <u>弁理士による対応</u>	11,844	13,023	13,138	12,471	+5.3%
定期相談会での対応	7,585	7,512	7,962	7,378	-2.7%
派遣での対応	4,259	5,511	5,176	5,093	+19.6%
窓口登録弁理士数	504	579	617	499	-0.0%

※ 特許庁調べ

また、特許庁の調査（平成 31 年 3 月実施）によれば、中小向けの売上高又は業務時間のいずれかが全体売上高又は全体業務時間の過半数を超えている弁理士（以下、「中小企業に強い弁理士」という。）の割合は全体の約 17% である。

そして、特許庁の調査（令和 2 年 5 月実施）によれば、下表に示すように、中小企業に強い弁理士が行う中小企業対応業務のうち、約 3 割は出願代理以外の業務であり、当該弁理士が対応している相談業務の中では「権利化の可能性に関する相談」が最も多い。

中小企業に強い弁理士による相談業務の内訳（n=40）

相談業務に占める比率

権利化の可能性に関する相談	56.0%
発明発掘に関する相談	31.1%
侵害等に関する相談	28.6%
事業と知財との関連性に関する相談	24.0%
権利活用に関する相談	21.9%
ライセンスに関する相談	18.9%
共同研究に関する相談	17.0%
知財ミックスに関する相談	13.2%
オープン・クローズ戦略に関する相談	8.6%
自社の知財のポジショニング分析に関する相談	6.9%

※ 特許庁調べ（令和2年5月）

また、当該調査によれば、下表に示すとおり、経営課題に関する経営層との相談業務について、中小企業の弁理士への満足度は約70%となっているが、この業務を弁理士に依頼している割合自体は約8%である。さらに、中小企業の特許出願前の弁理士への相談業務に関して、5年前に比べて相談量や満足度が増加した中小企業は多い。しかしながら、約22%の中小企業は当該業務を依頼していない。

弁理士への相談料と相談結果の満足度

（平成26年と現在との比較）

	中小企業（n=480）	
	相談量	満足度
大きく増加	5.8%	6.9%
増加	21.9%	20.6%
横ばい	37.9%	36.9%
減少	0.6%	1.5%
大きく減少	0.2%	0.2%
分からない	12.1%	12.3%
依頼していない	21.5%	21.7%

※特許庁調べ（令和2年5月）

加えて、下表に示すように、「経営や事業を踏まえた知財推進」について

弁理士に依頼するには、弁理士のスキル向上が必要であるとの指摘がなされている。

「経営や事業を踏まえた知財推進」について弁理士に依頼する条件

	大企業 (n=358)	中小企業 (n=416)
1. どのような条件であれ活用しない	15.6%	13.0%
2. 弁理士のスキルが大幅に向上すれば活用する	22.6%	13.5%
3. 弁理士のスキルが向上すれば活用する	7.3%	7.2%
4. 現状の弁理士のスキルでも活用する	18.7%	28.4%
5. 分からない	35.8%	38.0%

※ 特許庁調べ（令和2年5月）

また、中小企業支援機関（各地方局、自治体）に対する特許庁の調査（令和2年5月実施）によれば、これらの機関も、弁理士に知財コンサル能力を期待している。

弁理士に期待される能力の強化に関しては、平成26年の弁理士制度小委員会報告書⁶においても、「実践的な研修を含めた研修の多様化」という項目で、知的財産マネジメントまで含めた中小企業支援能力を担保するような研修の必要性が示されており、これを踏まえ、コンサルティング能力強化に係る研修の拡充が行われた。しかし、弁理士に対する特許庁の調査（令和2年5月実施）によると、弁理士の55%が知財コンサル能力に課題を感じており、そのうち70%はその能力を身に付けたいと考えているが、知識経験の身に付け方や、そういった場がないといった点に課題を感じている。

以上のように、中小企業は経営や事業を踏まえた幅広い業務を弁理士に期待しており、弁理士には中小企業の期待に応えるための能力強化が求められているといえる。

2. 対応の方向

一般的に、コンサルティングに必要な能力は実務経験を通じて習得されるものであると考えられている。外国の弁理士に対する特許庁調査⁷（令和2年）

⁶ 産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」（平成26年2月）

⁷ 令和2年度産業財産権制度各国比較調査研究特許庁「各国の知財人材の確保施策に関する調査研究」（令和2年度）

でも、コンサルティングに必要な能力は、大学での教育プログラムなどの体系的な研修だけではなく、実際のサービス提供経験を通じて身に付けることが有効であるとの回答が得られている。また、弁理士が中小企業の知財知識に合わせて親身に相談に応じないケースがあるとの指摘もある。

これらのことを踏まえ、弁理士が実務経験を通じて知財コンサル能力が身に付けられるよう、弁理士が中小企業支援の現場で経験を積む機会を増やすための取組を進めることが必要であるといえる。具体的には、知財コンサル能力の習得を望む弁理士が、コンサルティング経験の豊富な弁理士や他専門家とともに中小企業支援の現場での実務経験を積む機会を増やしていくことが適切であり、加えて、現場での経験を補完するためのケーススタディ研修を充実させることも有益と考えられる。

また、弁理士が個々の中小企業の実態に即した支援を行うためには、中小企業が事業展開をしていく上で必要な各種支援制度に関する知識が求められることから、弁理士が中小企業支援制度等に関する知識を習得する機会を設けることも必要であるといえる⁸。具体的には、特許庁や中小企業庁が行っている中小企業支援施策や、中小企業庁が事務局を務める知的財産取引検討会において検討中である、中小企業の知的財産の適切な保護を目的としたガイドラインや契約書ひな形（NDA や共同開発契約書等）などについて、弁理士に対する周知や啓発を図っていくことが適切であると考えられる。

さらに、弁理士の外国知財制度についての知識不足等に起因し、外国での権利取得に失敗したとの事例があり、それを受けて日本弁理士会でも国際関係研修を強化しているが、最新の知識を補うためなど、弁理士の国際関係研修の実施に引き続き注力していくことが適切であると考えられる。

⁸ 令和2年11月11日に実施された日本弁理士会主催の弁理士向け研修「知っておきたい公的機関の中小企業支援施策」において、中小企業庁により中小企業支援施策が紹介された。

Ⅱ. 弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上

1. 問題の所在

上記 I. のとおり、中小企業が弁理士を利用している割合は少なく、また、特許庁の調査（令和 2 年 5 月実施）において、中小企業支援機関からは、更なる弁理士スキルの見える化や中小企業支援弁理士のリスト化の期待が示されている。このことから、弁理士へのアクセス性やマッチング機能の改善が求められているといえる。

この課題に関しても、平成 26 年本小委員会報告書において、「弁理士に対するアクセスの改善」という項目でアクセス性向上の方向性が示された結果、INPIT「知財総合支援窓口」への弁理士の定期的な配置や、日本弁理士会が提供する弁理士検索サービス（「弁理士ナビ」）における弁理士の研修受講歴の見える化が行われ、上記窓口に配置された弁理士の業務については、利用者の約 8 割が満足している。しかし、産業財産権を出願した中小企業の約 5 割が「知財総合支援窓口」を認知しておらず⁹、また、上述のような中小企業支援機関からの期待等を踏まえると、中小企業の弁理士へのアクセス性やマッチング機能は依然として十分とはいえない。

また、弁理士は大都市圏に集中しているため、弁理士の数が少ない地域においては、中小企業が自身のニーズに合った弁理士、例えば特定の技術分野を得意とする弁理士が近くにいないといった物理的な制約も存在する。実際、近くに相談することができる弁理士がいないため、地方の中小企業が大都市圏の弁理士に相談をするといった事例も存在している。

2. 対応の方向

弁理士は大都市圏に集中しているという物理的な制約を緩和し、弁理士へのアクセス性やマッチング機能を向上させる対応として、オンラインでのアクセスを充実させることが考えられる。

オンラインでの弁理士への相談等の手段を拡充することで、大都市圏以外の中小企業も多くの弁理士にアクセスすることが可能となり、自身のニーズに合致した弁理士を選ぶことが容易となる。一方で、オンラインで弁理士に相談等を行う場合、円滑なコミュニケーションの取り方や情報漏洩対策など、対面での相談ではあまり意識されなかった新たな課題が生じることが想定される。

⁹ 特許庁「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」（2018 年度）

さらに、「弁理士ナビ」については、掲載情報の充実化、マッチング機能の追加、掲載情報の信頼性を担保する仕組みの導入等により、ユーザーの利便性を向上すべきとの指摘もある。

以上を踏まえると、弁理士へのオンラインによるアクセス性やマッチング機能の向上を図るにあたっては、弁理士検索サービスの一層の充実化と並行して、オンラインで行う相談業務等に関するガイドラインを策定するなどして、中小企業等のユーザーが安心して弁理士にオンラインで相談等が行える環境の整備を進めることが適切であると考えられる。また、リスト化等により、当該ガイドラインを遵守している弁理士をユーザーが容易に把握できる仕組みを導入することも必要であると考えられる。

加えて、弁理士業務における実際に現場に出向くことの重要性を考慮すると、オンライン化を過度に推進することで業務の遂行や質に支障をきたすことのないよう、バランスに配慮してオンライン化を進める必要があると考えられる。

Ⅲ. 中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化

1. 問題の所在

地方自治体等の中小企業支援機関からは、自身と弁理士の連携に加え、金融機関、商工会議所等、中小企業支援に関与する他機関・他専門家と弁理士との連携強化を望む声が上がっている。加えて、中小企業支援経験のある弁理士からも、そのような他機関・他専門家との連携強化を要望する声が上がっている。

また、特許庁や日本弁理士会がアンケート調査や支援事業によりアクセスできる中小企業は、過去に産業財産権を出願した経験があるなど、既に知的財産に関して何かしらの認識を持っている中小企業に限られている。一方で、優れた技術やアイデアを有するにもかかわらず、それらを知的財産に結びつけるための気づきを得る機会がないために、知的財産や弁理士を活用するに至っていない中小企業は依然として多く存在していると考えられる。

したがって、他機関・他専門家との連携を進めるうえで、知的財産と接点のない中小企業の潜在的な知的財産や弁理士へのニーズをどのように掘り起こしていくかが重要であるといえる。

2. 対応の方向

特許庁や日本弁理士会が直接アクセスすることが難しい中小企業の潜在的な知的財産や弁理士へのニーズを掘り起こすため、中小企業支援に関与する他機関・他専門家のネットワークを通じて、中小企業が自身の優れた技術やアイデアを知的財産に結びつけるための気づきを得る機会を提供することが適切であると考えられる。特に、中小企業にとって身近な地域の金融機関や公認会計士等の専門家、さらには中小企業関係者も多く参加する大学等と、弁理士との間での連携を推進すべきとの指摘がある。なお、連携に際しては、弁理士側のみならず、弁理士及び連携先の双方にメリットが生まれる形での連携方法を模索すべきと考えられる。

この点に関連して、新たな試みとして、特許庁は中小企業支援に携わる者や経営者が知的財産に関する気づきを得られやすくすることを目的に、日本弁理士会を交えた中小企業庁や独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携を推進しており、いくつかの具体的な取組につなげている¹⁰。中小企業の潜在的な知的

¹⁰ 令和2年度よろず支援拠点（中小企業や小規模事業者からの経営上のあらゆる相談に応えるために国が全国に設置した無料の経営相談所）全国研修会（秋）にて弁理士業務を紹介（令和2年10月22日実施済）、中小企業大学校での中小企業経営支援者向けオンラインセミナー（令和2年12月7日実施済）

財産や弁理士へのニーズを掘り起こしていくには、これらの取組の効果を評価したうえで、これらの取組を効果的に実施し、継続発展させていくことが必要であると考えられる。そのためには、日本弁理士会及び経済産業省内の関係部署の間の緊密な連携の下での十分な情報共有及び円滑な連絡調整がされることが不可欠であり、これら関係者の間で定期的に情報・意見交換を実施していくことが適切であると考えられる。

また、他機関や他専門家との効果的な連携を行っていくためには、特許庁及び INPIT が行っている知財総合支援窓口や日本弁理士会が行っている知財キャラバンなど、特許庁や日本弁理士会の中小企業支援の取組について見直しを行っていくことも必要であると考えられる。

第2章 農林水産分野への対応

I. 農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上

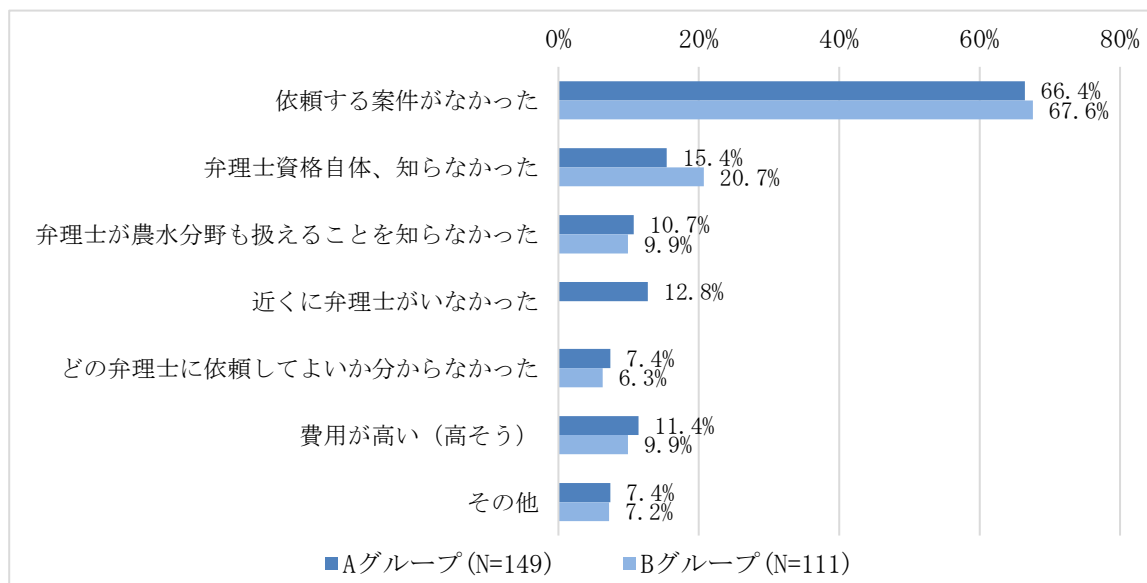
1. 問題の所在

特許庁が令和2年5月に実施した調査によれば、知的財産（育成者権、地理的表示（GI）、地域団体商標）を保有する農林水産事業者の弁理士利用率は62.1%（n=277）、育成者権及びGIの保有者に限っても55.8%（n=172）であり、知的財産を保有する農林水産事業者の半数以上が、弁理士を活用した知的財産に関する取組を進めている。

一方、下図に示すように、知的財産に関する外部専門家として弁理士を利用しなかった農林水産事業者に対し、その理由を調査したところ、知的財産の保有の有無に関わらず、「弁理士資格自体、知らなかった」、「弁理士が農林水産分野も扱えることを知らなかった」と回答した者が一定数存在している。

このように、農林水産事業者の弁理士業務への認知度を向上させることが課題となっている。

専門家の中から「弁理士」を選択しなかった理由



Aグループ：農林水産事業者の内、育成者権者、GI登録申請者、地域団体商標の商標権者のグループ

Bグループ：権利者以外の農林水産事業者グループ

出典：特許庁「農林水産分野における弁理士の役割等に関する調査研究報告書」（平成30年度）

2. 対応の方向

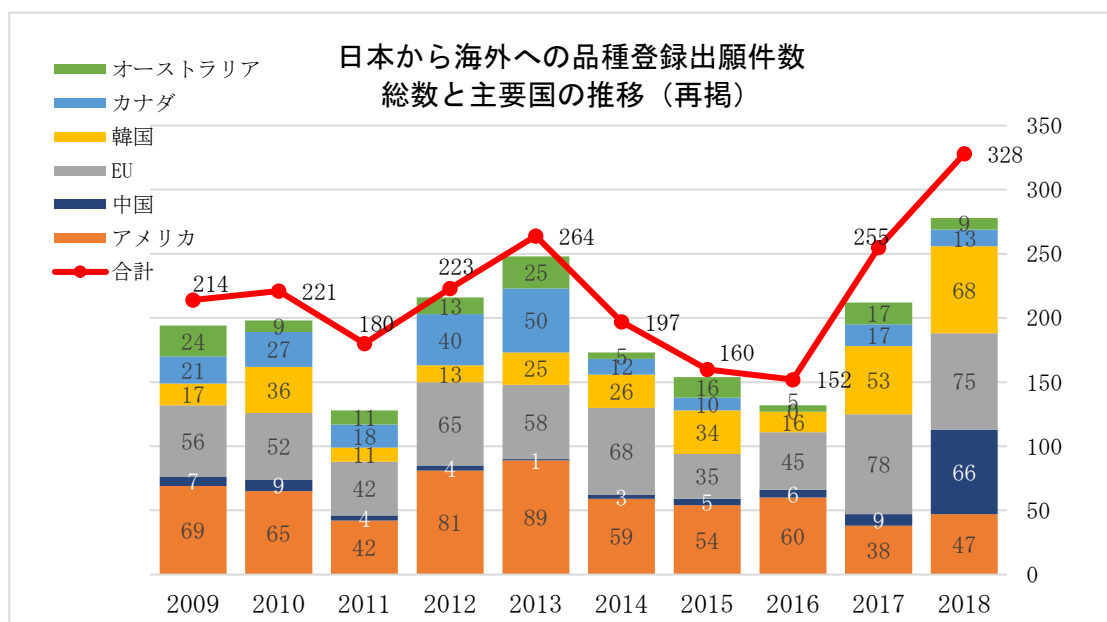
(1) 農林水産知財業務を弁理士の業務として規定すること

育成者権及び GI（以下、「農林水産知財」という）に関する業務を弁理士法上に規定することにより、当該業務を弁理士が扱えるということを明確化でき、その結果、農林水産分野における弁理士の認知度向上に繋がることが期待される。一方、当該業務を弁理士法上に規定するにあたっては、弁理士のリソースも限られていることも踏まえ、ユーザーニーズのある業務に注力すべきとの指摘もある。そこで、当該業務を①海外出願支援業務、②相談業務、③国内出願支援業務に分け、それぞれのユーザーニーズを検証したところ、以下のとおりであった。

① 海外出願支援業務

下図に示すように、海外への品種登録出願件数は、中国・韓国を中心に増加傾向にあり、平成 28 年度から令和元年度までに実施された農林水産省の海外支援事業 752 件のうち、480 件は特許業務法人・特許事務所が代理しているという実績がある。また、農林水産事業者からは、外国出願を行う上で、弁理士の海外ネットワークは有益であるとの意見や、地理的表示や品種に関する外国への出願手続業務について、海外の現地法人がない国では弁理士に依頼しており、一つの事務所で複数国の依頼すること多いとの意見が出されている。

そのため、海外出願支援業務には顕在的なユーザーニーズが認められる。

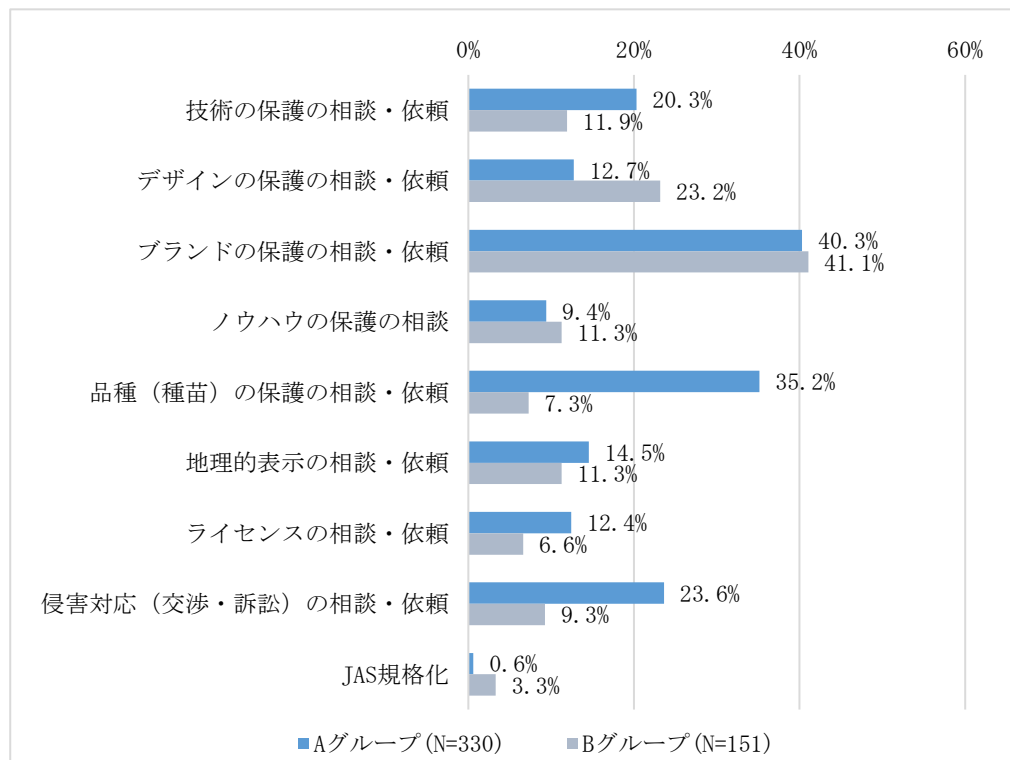


※UPOV (種苗に関する国際機関) HP のデータより特許庁作成

② 相談業務

下図に示すとおり、農林水産事業者が弁理士に依頼したいと考えている知財関係業務は多岐にわたる。

農業技術・地域団体商標に詳しい弁理士に今後依頼したい業務



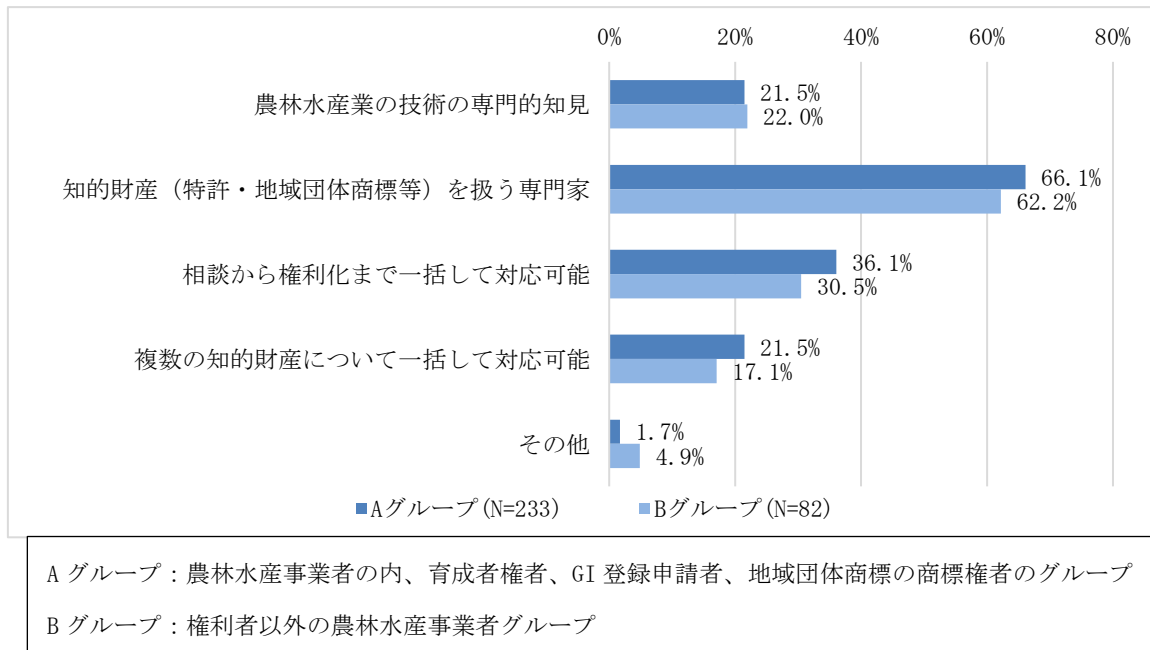
A グループ：農林水産事業者の内、育成者権者、GI 登録申請者、地域団体商標の商標権者のグループ

B グループ：権利者以外の農林水産事業者グループ

出典：特許庁「農林水産分野における弁理士の役割等に関する調査研究報告書」（平成 30 年度）

また、下図に示すように、農林水産事業者が弁理士に依頼したい理由としては、「相談から権利化まで一括して対応可能」、「複数の知的財産について一括して対応可能」などが挙げられている。

弁理士に依頼したい理由



出典：特許庁「農林水産分野における弁理士の役割等に関する調査研究報告書」（平成 30 年度）

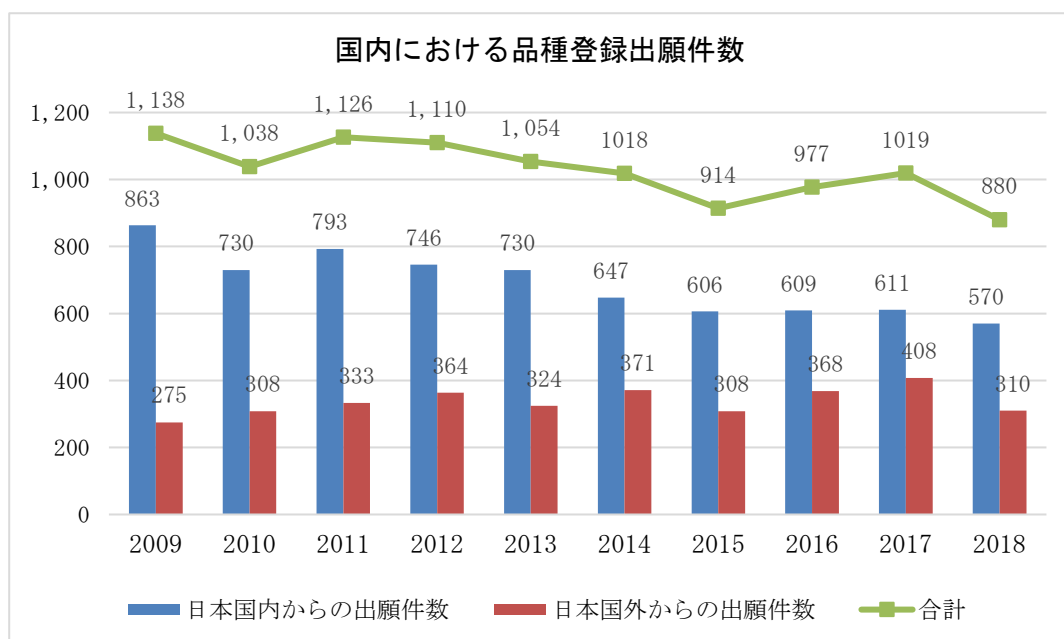
さらに、農林水産品のどの範囲をどの知的財産で保護すればよいのか把握することや、国内外の法令改正をキャッチアップしていくことは困難であるため、知財戦略の検討にあたっては弁理士に相談したいという農林水産事業者の意見もある。

以上より、弁理士に対しては知財ミックスの観点からの総合的な知財支援が期待されているといえ、相談業務には顕在的なユーザーニーズが認められる。

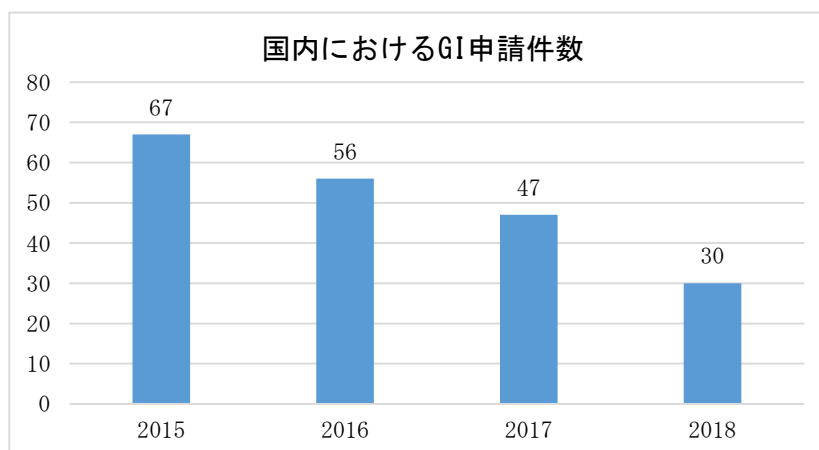
③ 国内出願支援業務

下図に示すとおり、国内における品種登録出願件数は、停滞傾向にあり、国内における GI 申請件数は、平成 27 年の制度導入後のピークが落ち着き、安定期に入っている。

また、農林水産事業者からは、品種登録出願では種苗自体の提出が重要であり、書類の記載内容は書誌的事項が中心のため、国内出願書類の作成業務は弁理士に依頼するほどの業務でないとの意見が出されている。



※UPOV(種苗に関する国際機関)HP のデータより特許庁作成



※農林水産省より情報提供

以上を踏まえると、顕在的なユーザーニーズが認められる①海外出願支援業務及び②相談業務について、弁理士法に規定することが適切であると考えられる。一方で、③国内出願支援業務については、顕在的なユーザーニーズが認められず、弁理士法に規定することが必要な状況ではない。

なお、上記①海外出願支援業務と②相談業務を弁理士の業務として弁理士法に規定する際には、弁理士の農林水産知財に関する知識・能力を担保するための対応を行うべきである。例えば、農林水産知財の基礎的知識を習得するための研修の義務化などを行うことが適切であると考えられる。

(2) 弁理士の認知度向上のための他の対応

農林水産事業者向けの知的財産の普及を目的としたセミナーへの講師としての弁理士の派遣など、これまでも弁理士による農林水産事業者への普及活動は行われてきたところであるが、I. 1. のとおり、農林水産事業者に対する弁理士の認知度が十分な状況であるとはいえないため、農林水産事業者が弁理士に接する機会をさらに増やすことが必要であると考えられる。

例えば、農林水産省では、農林水産知的財産保護コンソーシアムを通じて、農林水産事業者への知的財産普及支援施策として、令和2年度に知的財産セミナー・相談会を4地域で実施しており、講師には弁理士も含まれている。現在のところ、農林水産省が上記のようなセミナー等を実施する際には担当者が個別に講師の選定や依頼などを行っている。

このようなセミナー等において、知的財産の専門家である弁理士が知的財産の活用方法等について講義することは参加者である農林水産事業者等にとって有益であるほか、弁理士にとっても農林水産事業者に対する弁理士の認知度を向上させる良い機会となる。しかしながら、現状ではこのようなセミナー等に毎回確実に日本弁理士会が関わっている状況ではない。

また、新規就農者への研修教育機関である農業大学校等において、弁理士が講師として知的財産に関する講義などを提供することは、新規就農者への普及啓発と弁理士の認知度向上の点で有益と考えられるが、現在はそのような機会が得られていない。

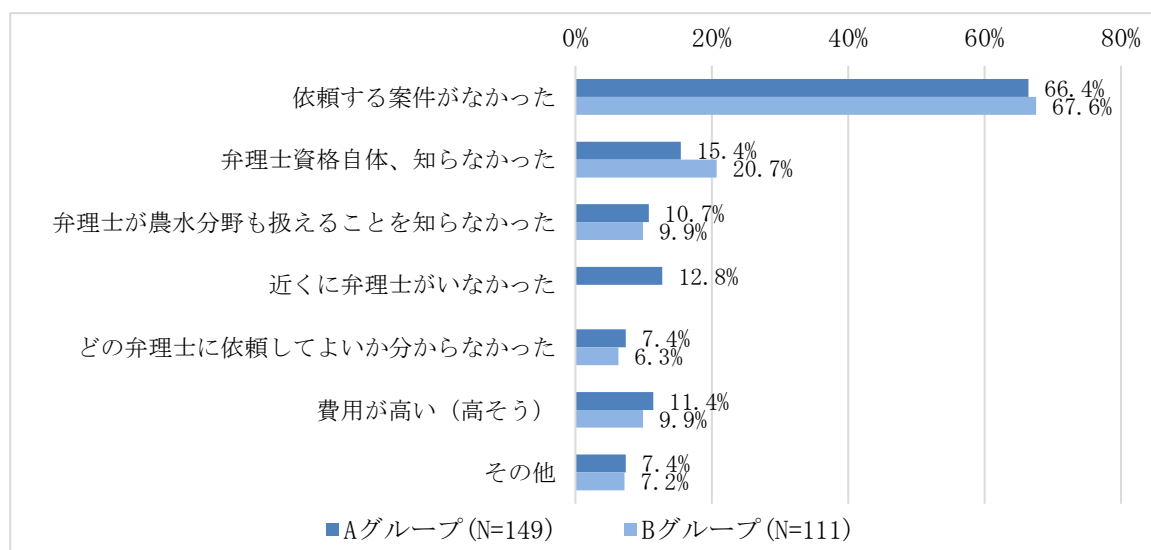
以上を踏まえると、特許庁と農林水産省の協力の下、農林水産事業者への研修・指導を行う機関と日本弁理士会との関係構築を進め、弁理士による農林水産事業者への普及啓発の場をより積極的に増やしていくことが適切であると考えられる。また、農林水産事業者への普及啓発の際は、知的財産権を活用することによるメリットや、弁理士を利用したことによる成功事例を明確に伝えることが有効であると考えられる。

Ⅱ. 農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上

1. 問題の所在

下図に示すように、農林水産事業者が弁理士を利用しなかった理由としては、「近くに弁理士がいなかった」、「どの弁理士に依頼してよいか分からなかった」ことも挙げられている。このように、農林水産事業者の弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上も課題となっている。

専門家の中から「弁理士」を選択しなかった理由（再掲）



A グループ：農林水産事業者の内、育成者権者、GI 登録申請者、地域団体商標の商標権者のグループ

B グループ：権利者以外の農林水産事業者グループ

出典：特許庁「農林水産分野における弁理士の役割等に関する調査研究報告書」（平成 30 年度）

2. 対応の方向

上記 1. のとおり、農林水産事業者に対する弁理士の認知度は十分とはいえない状況にある。一方、各地域の農林水産省地方農政局等は、農林水産事業者から知的財産に関する相談を受け付けているなど、農林水産事業者にとって身近な存在である。そのような地方農政局等の農林水産関係団体と弁理士との連携を促進することは、農林水産事業者が農林水産関係団体を通じて弁理士にアクセスできる機会の増加に資するといえる。日本弁理士会では、令和元年度より一部地域の地方農政局等の農林水産関係団体との意見交換を開始しており、引き続き、特許庁及び INPIT が行っている知財総合支援窓口も含め、地域での連携を進めていくことが適切と考えられる。

また、農林水産業の普及指導員（農林水産事業者に対して技術改良等の支援を行う地方公務員等）や営農指導員が近隣地域で対応できる弁理士を把握していれば、農林水産業の普及指導員などが支援している農林水産事業者に適切な弁理士を紹介することが期待¹¹できる。

加えて、弁理士検索サービスである日本弁理士会が運用している弁理士ナビでは、専門分野の指定項目に GI や地域団体商標が含まれていないなど、弁理士の農林水産分野への対応可否に関する情報が充実しているとはいえない。

さらに、農林水産事業者からのアクセス性を向上するためには、日本弁理士会のウェブサイトなどに農林水産事業者向けページを作成することも有効であると考えられる。

以上を踏まえると、農林水産事業者にとって身近な存在である地方農政局等や農林水産業の普及指導員などといった農林水産事業者の支援者と日本弁理士会との関係の強化、弁理士検索サービスの拡充等により、弁理士へのアクセス性の改善を図っていくことが適当であると考えられる。

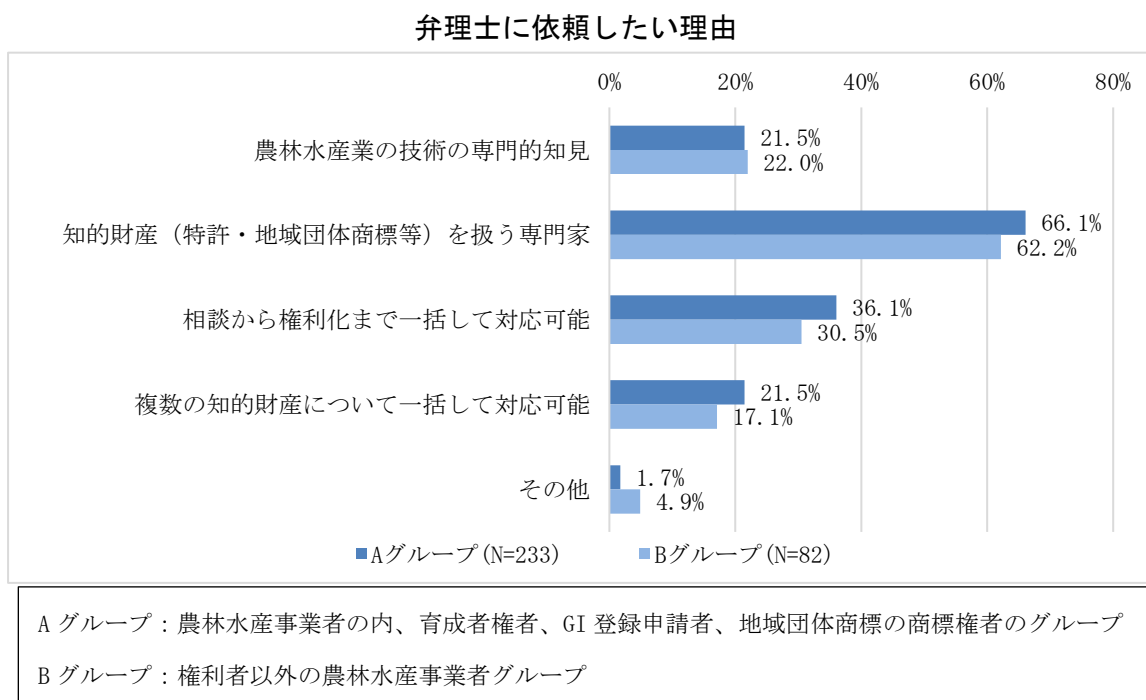
¹¹ 農林水産事業者が過去5年間に相談したことの外部専門家としては、農林水産関係知財の非権利者グループでは、税理士（57.4%）、社会保険労務士（37.3%）、営農指導員・普及指導員（37.3%）の順であり、農林水産関係知財の権利者グループでは、弁理士（50.3%）、弁護士（29.8%）、営農指導員・普及指導員（25.5%）の順であった。

※出典：特許庁「農林水産分野における弁理士の役割等に関する調査研究報告書」（平成30年度）

Ⅲ. 農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化

1. 問題の所在

下図に示すように、農林水産事業者が弁理士に依頼したい理由としては、「知的財産（特許・地域団体商標等）を扱う専門家」、「相談から権利化まで一括して対応可能」、「複数の知的財産について一括して対応可能」という理由が上位に挙げられている。



出典：特許庁「農林水産分における弁理士の役割等に関する調査研究報告書」（平成 30 年度）

特許庁が令和 2 年 5 月に実施した調査によれば、知的財産（育成者権、GI、地域団体商標）を保有する農林水産事業者が複数種類の知的財産の取得にあたって助言を受けた外部専門家のうち、弁理士は 53.7%（n=82）を占めている。

しかしながら、育成者権及び GI に関する知識を有する弁理士は少なく、例えば、日本弁理士会が提供する弁理士検索サービス（弁理士ナビ）には 14,261 件¹²の登録があるものの、そのうち、専門分野に種苗法（品種登録制度）を含むのは登録全体の約 1%（163 件）にすぎない。

このように、農林水産事業者の期待に応えるための弁理士の能力強化・人材の拡充が課題となっている。

¹² 同じ弁理士が主たる事務所と従たる事務所で重複登録されている場合を含む。

2. 対応の方向

現在でも、弁理士に対する農林水産知財関係（品種登録制度・GI 制度の内容、複数種類の知的財産を組み合わせた総合的な農林水産物の保護（知財ミックス）など）の研修は一定数実施されており、当該研修の受講者数は増加傾向にあるが、弁理士全体の人数と比較した受講者数は依然として少なく、農林水産分野の知財関係の知識を有する弁理士数は十分とはいえない状況にある。

また、農林水産事業者の知的財産活動を適切に支援するには、その経営状況を踏まえた検討が必要であるが、農林水産事業者の経営活動を理解している弁理士数も十分とはいえない。

この点、農林水産知財業務に関する現在の需要はそれほど大きくないと考えられることから、単に農林水産知財業務に対応可能な弁理士の絶対数を増やすのではなく、一部の弁理士の専門性を高めることに注力すべきではないかとの指摘がある。一方で、需要が小さいとしても一定の弁理士数は必要であるため、現時点では積極的に当該業務に対応可能な弁理士数を増やすべきではないかとの指摘もある。

以上を踏まえると、研修の受講者数の増加等により、農林水産分野の知財に関する知識を有し、農林水産事業者を支援できる弁理士を増加させることが適当であると考えられる。とりわけ、商標と種苗法上の品種名称の重複登録が認められないといった、各知的財産の相互関係や権利の性質・範囲の違いなどを踏まえた知財ミックス戦略や、農林水産事業者の経営活動に関する知識を有する弁理士を増加させることが重要であると考えられる。

第3章 相談しやすい環境の整備

I. 一人法人制度の導入

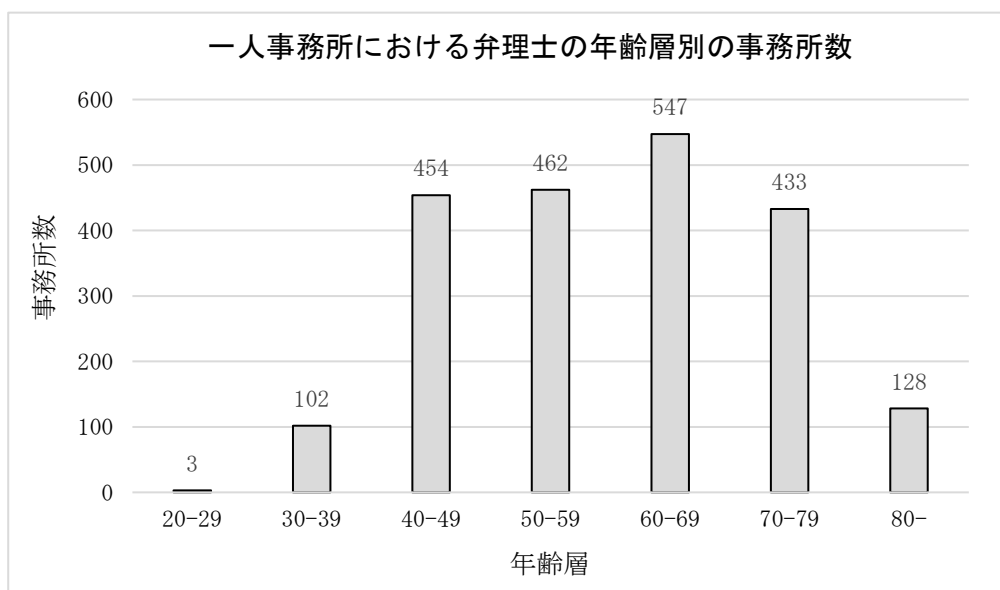
1. 法人制度導入の背景

特許業務法人の設立・存続には、弁理士である社員が2名以上いることが必要とされている。これは、社員の一人が急遽職務を行えなくなった場合でも、他の弁理士がその業務を引き継げるようにすることで、ユーザーへの継続的な対応を図るためである。ユーザーが安心して弁理士に業務を依頼できるようにする上では、このように継続的な対応を担保することが重要である。

現行制度上、弁理士一人の事務所は法人化できずに一人事務所となるが、次に示すように、一人事務所においては、60歳代の弁理士が経営する事務所がもっとも多くなっており、一人事務所に属する弁理士の平均年齢は59.9歳となっている（令和2年1月現在）。

2. 現行制度の問題点

以下の図は、法人化の要件を満たすことのできない弁理士が一人の事務所（以下、「一人事務所」という。）における年齢層別の事務所数を示したものである。60歳代の弁理士が経営する事務所が最も多くなっており、一人事務所に属する弁理士の平均年齢は59.9歳となっている。



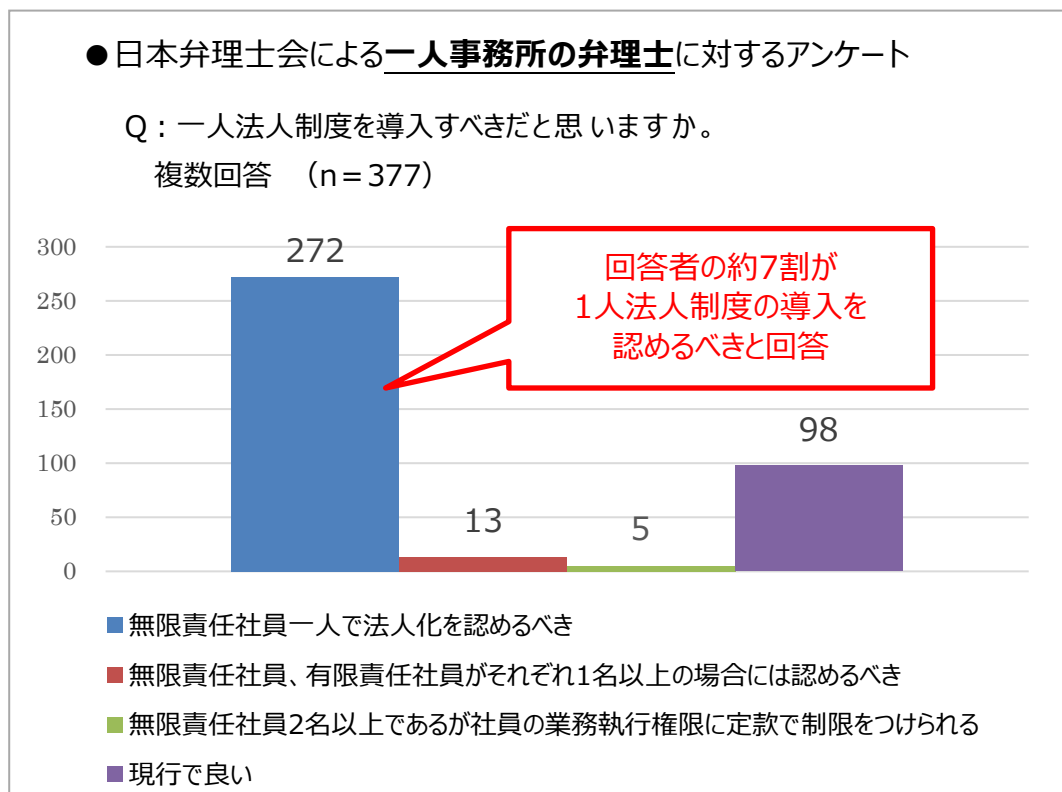
※日本弁理士会調べ（令和2年1月）

また、二人以上の弁理士がいる事務所においても、弁理士の一人が法人化を望んでいるものの、特許業務法人の社員は無限責任を負わなければならないことなどから他の弁理士が社員になることを拒み、二人以上の弁理士社員を確保することができず、法人化できない弁理士事務所が一定数存在している。

法人化されていない事務所において弁理士が急遽業務を行えなくなり、当該弁理士の個人資産と事業資産の分離がなされていないために事業承継等を円滑に進めることができず、ユーザーの利便を損なう事例も現に発生している。このような事例において、仮に事務所が法人化されており、かつ有事における業務の引受先が決まっていた場合には、法人内の弁理士が急遽業務を行えない状況になったとしても、法人の権利義務が維持されることから、引受先への事業承継等を円滑に進めることができ、ユーザーへの継続的な対応を維持することが可能となる。

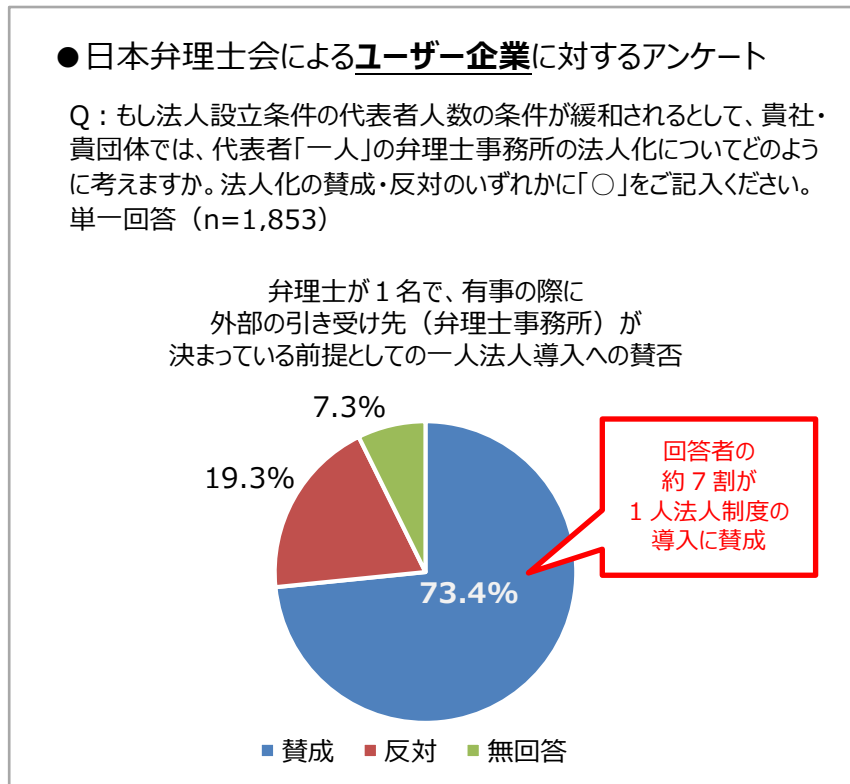
したがって、弁理士事務所の法人化のために二人以上の弁理士社員が必要であることが、法人化されていない事務所の存在に繋がり、かえってユーザーへの継続的な対応を妨げる一因となっている。

さらに、以下の図に示すとおり、一人事務所の弁理士の約7割は、一人法人制度を導入すべきと回答している。



※日本弁理士会調べ（平成31年1～2月）

また、以下の図に示すとおり、有事における業務の引受先が決まっている前提ではあるものの、ユーザー企業の約7割も一人法人制度の導入に賛成している。



※日本弁理士会調べ（平成31年1～2月）

3. 他士業の状況

平成12年の特許業務法人制度創設時は、旧商法下における合名会社の設立に見られるように、法人の設立には二人以上の社員が必要であることが一般的とされていた。

しかしながら、平成18年に施行された会社法においては社員一人による合名会社の設立が可能とされたほか、下表に示すように、他の士業においても既に一人法人制度が導入されており、現在では法人の設立・存続に二人以上の社員が必要であるという状況ではなくなっている。

士業	弁護士	司法書士	行政書士	税理士	公認会計士	社会保険労務士
一人法人導入状況 ※令和2年12月時点	○	○	○ ※令和3年6月までに施行	×	×	○
					※社員は5人以上	

4. 対応の方向

以上を踏まえ、ユーザーへの継続的な対応と、大規模法人による総合的なサービスの提供を可能とするという特許業務法人制度導入時の目的に沿って、弁理士事務所の法人化を促進するため、弁理士一人でも法人の設立を可能とするための措置を講じることが、ユーザーが弁理士に相談しやすい環境を整備する上で適当であると考えられる。

ただし、一人法人制度の導入に当たっては、以下の点について事前に十分な検討がなされる必要があると考えられる。

① 一人事務所の法人化及び、法人化後の大規模化を促進するための取組

法人制度導入の目的の1つは事務所の大規模化によるユーザーへの継続的な対応を担保することであるから、単に一人法人が増加する結果とならないような取組を行う必要があると考えられる。

② 弁理士が一人の法人において、当該弁理士が欠けた場合への対応

業務の引受先の確保や、解散に係る手続や費用負担をどのように行うか等、ユーザーに不利益が生じないような対策を一人法人制度の導入時までに決定しておく必要があると考えられる。また、弁理士向けの事業承継のための研修を充実させることも適切であると考えられる。

③ ユーザーへの周知

法人には必ず二人以上の弁理士社員が存在しているとユーザーが誤解しないように適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

Ⅱ．法人名称の変更

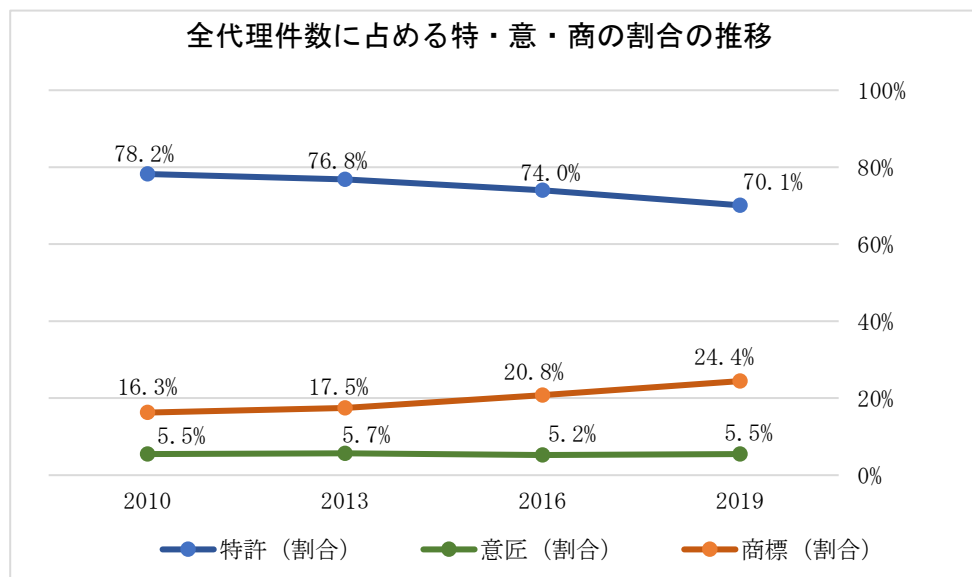
1．法人制度導入の背景

平成12年の弁理士法改正において、それまで個人事務所として活動していた弁理士の事務所について、ユーザーへの継続的な対応と、大規模法人による総合的なサービスの提供を可能とするため、特許業務法人制度が導入された。

本制度は、特許業務法人に対し、その名称中に「特許業務法人」の文字を使用することを義務づけている。これは、本制度の導入時には、弁理士の典型的な業務が特許に関する業務であったため、「特許業務法人」がより端的に法人の性格を示すと考えられたことによるものである。なお、当時は他の士業名の法人（弁護士法人等）は存在しておらず、「弁理士法人」という名称は候補に挙がらなかった。

2．現行制度の問題点

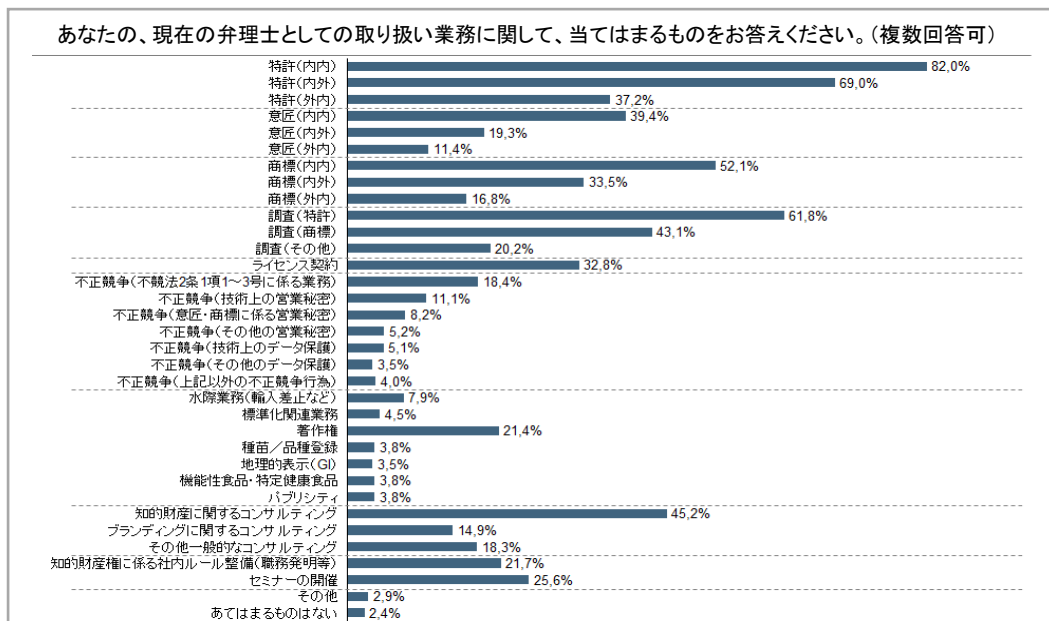
以下の図に示すように、近年、弁理士の出願代理業務に占める特許出願の割合が低下する一方、商標登録出願の割合が上昇している。



※特許庁「特許行政年次報告書 2020 年版 統計・資料編」より作成

また、以下の図に示すように、弁理士が実際に行っている業務の範囲も、特許、意匠や商標の出願代理業務に加え、各種知的財産に関するコンサルティング業務や営業秘密、データに係る不正競争防止法関連業務など、法人制

度導入時と比べて大きく拡大しており、特許に関係しない業務を中心に行う弁理士も現れている。

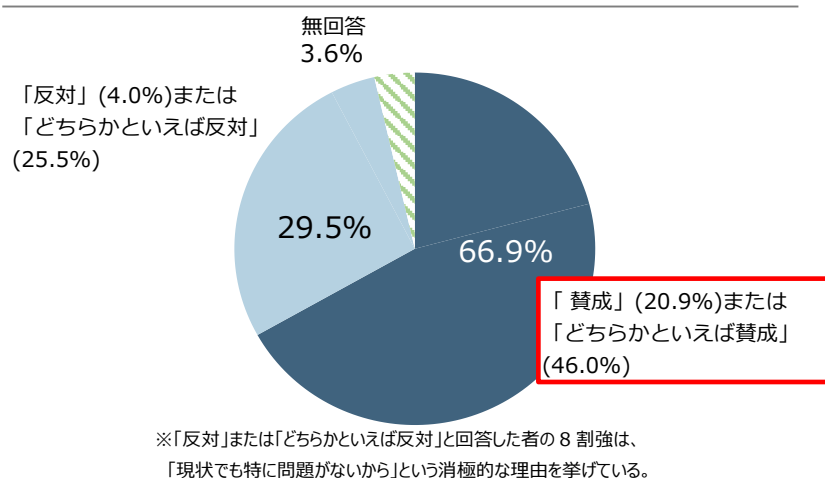


※日本弁理士会による弁理士向けアンケート (平成 31 年 1～2 月、n=1,387)

特許に関連しない弁理士業務の増加に伴い、「特許業務法人」という名称からユーザーが想起する弁理士の業務範囲と、弁理士が実際に行える業務の範囲との乖離は拡大しており、弁理士の業務範囲をユーザーが誤認するおそれが高まっている。実際、以下の図に示すように、弁理士を活用するユーザー企業の約7割は、法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更することに賛成している。

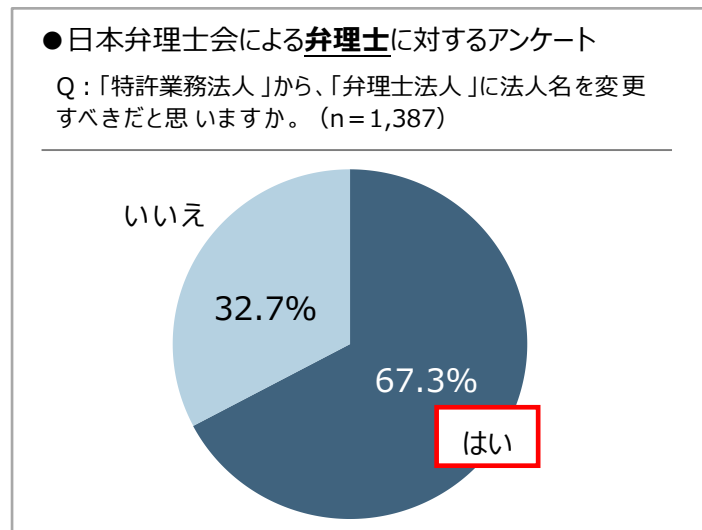
●日本弁理士会によるユーザー企業に対するアンケート

Q: “特許業務”法人という法人名称を“弁理士”法人に変更する案について、貴社・貴団体は賛成・反対どのように思いますか。(n=1,853)



※日本弁理士会調べ (平成 31 年 1～2 月)

また、以下の図に示すように、約7割の弁理士も法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更すべきと回答している。



※日本弁理士会調べ（平成31年1～2月）

3. 他士業の状況

下表に示すように、公認会計士を除き、多くの士業において法人名称と士業の名称が一致している。

士業	弁護士	司法書士	行政書士	税理士	公認会計士	社会保険労務士
法人名称 ※令和2年 12月時点	弁護士法人	司法書士法人	行政書士法人	税理士法人	監査法人	社会保険労務士法人

4. 対応の方向

以上を踏まえ、弁理士が行える業務の範囲と法人名称との乖離を解消するため、法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更する措置を講じることが、ユーザーが弁理士に相談しやすい環境を整備する上で適当であり、また、弁理士という士業の知名度向上にも資すると思われる。

ただし、法人名称の変更に当たっては、以下の点について事前に十分な検討がなされる必要があると考えられる。

① 法人名称の変更に反対する特許業務法人への対応

名称変更には手続・費用負担が生じることから、名称変更に反対する法人も納得できるように丁寧な対応を行う必要があると考えられる。

② 特許業務法人から弁理士法人に移行するための期間や移行方法

名称変更に対抗する法人が名称変更に伴う事務手続等を完了できるよう、十分な移行期間を確保する必要があると考えられる。ただし、一人法人制度の導入により法人数が増加する前に「特許業務法人」から「弁理士法人」への移行を開始することが効率的であると考えられる。

③ 法人名称の変更に関する弁理士やユーザーへの周知の方法

移行期間中には「特許業務法人」と「弁理士法人」が併存する状況が生じることから、ユーザー等の混乱を避けるために十分な周知を行う必要があると考えられる。

第4章 裁判所による第三者意見募集制度に関する対応

1. 検討の背景

AI・IoT 技術の進展に伴い、特許権に関する訴訟は、これまで以上に高度化・複雑化することが想定されるところ、裁判官が必要に応じて幅広い意見を参考にして判断できるようにするための環境の整備が益々重要となっている。このような状況を踏まえ、第44回特許制度小委員会（令和2年12月8日開催）において、裁判所が必要と認めるときに第三者からの意見を求めることができるとする第三者意見募集制度を導入することが検討された。

上記第三者意見募集制度の対象となる事件は、アップル対サムスン訴訟（知財高判平成26年5月16日（平成25年（ネ）第10043号））のように、特許に関する民間の取決め・商慣行、民法、民事訴訟法、独禁法、諸外国の法律・実務等に関係する複数の法領域にわたる問題を含んだ特許権侵害事案であって、その判決が多く業界に大きく影響を及ぼしうる事案等が想定されている。このような事案において意見募集がなされた際、企業等の第三者は、特許法その他、種々の法律等の規定と自身の事業活動や商慣行を踏まえて、意見を提出することになる。

2. 対応の方向

知的財産に関する専門家として弁理士は特許法等の専門的知識を有しており、特許等に関する出願代理業務や契約関係の業務を通じて、企業などの特許等に関する事業活動や商慣行についての知見も有している。

したがって、上記意見を提出しようとする企業等の第三者が意見の内容について検討を行う際に、弁理士への相談を通じて、弁理士の知識や知見を活用できるようにすることは、当該第三者の意見を正確に裁判所に伝える上で有益であると考えられる。一方で、第三者意見募集制度で想定される具体的な諮問事項は複数の法領域にわたる問題であることからすると、弁理士のみの関与だけでなく、弁護士の関与が必要であるという意見もある。

弁理士のみの関与が求められる相談がある場合には、弁理士が当該第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、当該相談業務を弁理士の業務として規定することが適当であると考えられる。なお、弁理士の業務として規定する範囲に関しては、弁理士が意見書作成にも関与できた方がユーザーにとって利便性が高まるとの意見がある一方で、紛争に関わる業務では弁護士の法的専門知識も要求されるため、上記相談業務において弁理士が取り扱うことが適切な業務範囲を定める必要があるとの意見がある。

また、弁理士法において適切な業務範囲が規定されたとしても、意見募集の対象となる事項によっては、相談する側にとって当該業務範囲の誤解が生じ、弁理士が本来取り扱うべきでない法領域や紛争等に関わる相談が弁理士に寄せられる場合もあり得る。

そのため、特許庁は、弁理士が取り扱うことが適切な業務範囲をコンメンタールなどにより示すとともに、第三者意見募集制度の制度説明等を行う際には、当該業務範囲について丁寧に説明することが必要である。また、弁理士に対しては、上記のような相談が寄せられた場合に、弁護士等の他専門家を紹介するなど適切な対応をとらなければならないことを研修等によって周知することも必要である。

おわりに

第4次産業革命が進展する中、知的財産関連業務に係る専門的なサービスへの社会のニーズが増加し、また多様化している。このような状況下、知的財産に関する専門家である弁理士が社会のニーズに的確に応えられるよう、時代の変化に合わせて弁理士制度を見直していくことは、我が国の知財戦略における重要課題である。

このような認識の下、今般の弁理士制度小委員会では、我が国の重要施策として掲げられている中小企業及び農林水産分野への対応等に特に注目して、法改正事項を含む、日本弁理士会又は特許庁等が講じるべき措置や推進すべき取組について検討を行い、弁理士制度の見直しの方向性について本報告書に取りまとめた。

これらの取組を推進することにより、中小企業や農林水産事業者を中心とした、これまで弁理士を活用する機会の少なかった事業者等による知財の適正な保護及び利用の促進を支援していくべきである。弁理士は様々な種類の知的財産に関する総合的な知識・知見を有しており、ユーザーによる各知的財産の相互関係や権利の性質・範囲の違いなどを踏まえた最適な知財ミックス戦略の策定や実践に大きく貢献できる者であるから、このような知的財産に関する専門家としての強みを活かして、上記の事業者等への支援を積極的に推進することが期待されている。さらに、多様化する社会のニーズに応えるには、弁理士と、他の専門家、金融機関、その他の関係機関との連携を継続・発展させていくことが必要である。

日本弁理士会及び弁理士は、中小企業及び農林水産事業を含むユーザーから寄せられている期待と、自らが果たすべき社会的使命について改めて認識し、弁理士が提供するサービスを利用しやすい環境の整備の推進及び弁理士の能力の更なる研鑽に励んでもらいたい。また、特許庁も、弁理士が知的財産に関する専門家として経済及び産業の発展に資するとの使命をしっかりと果たせるよう、日本弁理士会の取組を積極的に支援するとともに、我が国のユーザーのニーズに応じたサービスを提供するための環境の整備を更に推進してもらいたい。

「弁理士制度の見直しの方向性について」

別添

1. 平成 26 年改正弁理士法の附則及び附帯決議
2. 平成 30 年改正弁理士法の附帯決議
3. 「食料・農業・農村基本計画」及び「知的財産推進計画 2020」
4. 弁理士法改正を受けての日本弁理士会の取組

平成 26 年改正弁理士法の附則及び附帯決議

附則第 10 条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第六条の規定による改正後の弁理士法（以下この条において「新弁理士法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

参議院経済産業委員会 附帯決議 平成 26 年 4 月 1 日

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～五 （略）

六 特許等出願以前の段階における相談等を弁理士の業務として拡充することに伴い、弁理士が知的財産に関する幅広い相談を受けるに際して、利用者の利便性増進の観点から、相談の内容に応じて弁護士、中小企業診断士等の専門家との適切な連携が可能となるような体制の整備を図ること。

七 知的財産政策の効果が中小企業に対しても十分にもたらされるよう、知財総合支援窓口等の相談体制の充実や事業を海外に展開する中小企業の国際出願・模倣品被害対策のための支援内容・体制の拡充等に努めるとともに、これらの支援策の利用を更に促進するため周知徹底を図ること。

衆議院経済産業委員会 附帯決議 平成 26 年 4 月 23 日

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～三 （略）

四 出願前の発明に関する弁理士の相談業務の明確化に当たっては、利用者の利便性向上の観点から、相談内容に応じて弁護士や中小企業診断士等の専門家との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。

五 （略）

六 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策のさらなる強化を図ること。

七 （略）

平成 30 年改正弁理士法の附帯決議

衆議院経済産業委員会 附帯決議 平成 30 年 4 月 18 日

政府及び最高裁判所は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～九 （略）

十 政府は、本法施行による弁理士の業務範囲拡大に当たっては、新たに対象となる標準化関連業務やデータ関連業務等の知見を有する人材の確保・育成のため、適切な支援を行うよう努めること。また、弁理士が該当業務を行うに当たっては、適正な報酬の獲得とユーザー側の安心感につながるよう適切な報酬体系となるよう促すこと。

参議院経済産業委員会 附帯決議 平成 30 年 5 月 22 日

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～七 （略）

八 本法による弁理士の業務範囲拡大に当たっては、新たに対象となる標準化関連業務やデータ関連業務等の知見を有する人材の確保・育成のため、適切な支援を行うよう努めるとともに、適正な報酬の獲得とユーザー側の安心感につながる適切な報酬体系となるよう促すこと。

「食料・農業・農村基本計画」及び「知的財産推進計画 2020」**「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月閣議決定）（抄）****第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策****1. 食料の安定供給の確保に関する施策****（2）グローバルマーケットの戦略的な開拓****② 知的財産等の保護・活用**

国内外の市場において、日本製品の特色や適正な生産・流通管理をアピールするため、戦略的な知的財産の活用を推進するとともに、模倣防止等の知的財産保護を推進する。（中略）さらに、GI の相互保護を EU 以外の国にも拡大するなど、我が国 GI 製品の海外における保護を強化する。

我が国で開発された優良な植物新品種は日本の農業の強みの源泉の一つであるが、「種苗法」（平成 10 年法律第 83 号）に基づく現行の品種登録制度では、優良な植物新品種の海外への持ち出しが制限できず、また、育成者権が侵害されても立証が困難であることから、保護の強化に取り組む。

「知的財産推進計画 2020」（令和 2 年 5 月知的財産戦略本部決定）（抄）**3. イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進****（3）地域のエコシステム／中小・ベンチャー企業及び農業分野における知財戦略の強化**

（中略）地域経済の担い手である中堅・中小企業が価値デザイン経営に取り組み、地域価値エコシステムにおける主導的な役割を果たすことも、地域が活力を取り戻し、新たな価値を創出していくための原動力として極めて重要である。

（中略）地域内で承継されてきたノウハウ等を活かした強い農業経営を実現すべく、ノウハウ等の流出を防止し、地域内で有効に活用できる環境づくりのために必要な方策を検討し、今後も農業分野における知的財産の保護・活用の取組の強化を図る。



弁理士法改正を受けての 日本弁理士会の取組

令和2年10月30日
日本弁理士会

(1) 弁理士の使命の明確化

- ・ 会員への意識啓発、知的財産制度の普及啓発活動及びあるべき知財立国の実現に向けた活動

(2) 日本弁理士会の役員解任権の廃止

- ・ 自治強化に向けた役員制度改革及びガバナンス強化のための制度整備

(3) 弁理士の利益相反行為の緩和

- ・ 情報遮断措置の周知徹底及び事務所単位利益相反管理規定の導入

(4) 発明等の保護に関する相談業務の明確化

- ・ ビジネス関連研修の拡充及びコンサルティング関連指針等の公開

(5) 水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の明確化

- ・ 全会員に水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の研修を実施

(6) 意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加

- ・ 意匠関連研修を拡充

(7) データ関連業務及び標準関連業務の追加

- ・ データ関連業務及び標準関連業務の研修の拡充、標準関連業務への取り組み

【改正内容】

「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命を弁理士法上に明確に位置づけ 【弁理士法第1条、第37条、第56条】

【会員研修の実施】

- 平成26年弁理士法改正に関する研修を、全弁理士必修の研修として指定。下記の趣旨を周知。
 - ・社会的な期待に的確に応え続けるべく、自律の徹底及び不断の自己研鑽に励むために弁理士の使命が明確化されたこと
 - ・知的財産に関する専門家としての一人一人の規律高い行動が期待されていること

【継続的な意識啓発活動】

- 平成26年弁理士法改正案の成立を受け、ウェブサイトに加え新聞広告等で会長声明を発信。
- 社会的責任の重さを自覚した行動を促すべく、会員の広告（HP）において、不適切と思われる記載（例：「通常の半額の費用」など根拠のない宣伝）を是正する取り組みを実施。
- 使命条項の導入に伴い、社会的責任の重さを今以上に自覚した行動が求められていることを継続的に注意喚起（H26.9,H28.10,H30.3,R1.6）
※注意喚起のベースとなる「会員の広告に関するガイドライン」も2度にわたり改訂（H27.10,H31.3）
- 処分関連制度の整備（後述）
- 預り金の分別管理規定の導入（後述）

<日本弁理士会会長声明>

弁理士法の一部改正が成立！

～「使命条項」の創設に寄せて～

平成26年4月25日、国会において、弁理士法の一部改正案が可決され成立し、弁理士法第1条に『弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。』と規定されました。

その中で使われた「知的財産」及び「知的財産権」とは、平成14年12月4日に公布された「知的財産基本法」第2条で規定する用語と同義であることが明記されました。

この規定により、弁理士が向かうべき方向が明確になり、今まで以上に社会的責任の重さを自覚した行動が求められることとなります。

我々弁理士は、知的財産に関する専門家として、より一層の研鑽を重ね、日本の成長を知的財産の力で支えてまいります。

今後とも皆様のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成26年4月25日
日本弁理士会
会長 古谷 史旺

（日本弁理士会WEBサイト）

(1) 弁理士の使命の明確化

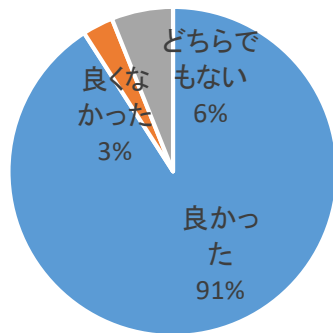
弁理士の使命が明確になったことで、日本弁理士会が社会貢献活動を行う法的根拠となった。

【知的財産制度の普及啓発活動】

(1) 弁理士知財キャラバン (平成27年度～)

- ・ 中小企業等に、知財に対する「気付き」を与えることで知財活動の活性化を促すとともに、弁理士の意識改革（コンサルティング業務に関するマインド醸成）を図る事業。
- ・ 平成27年度～令和元年度の5年間で155件の企業支援を実施。

キャラバンに対する率直な感想



- ・ 9割を超える支援先が高く評価
- ・ 一方で、追加支援依頼や相談等もあったことから、令和元年度より訪問回数を倍増したキャラバンver.2を稼働中。

- ・ キャラバン履修支援員研修（現：知財経営コンサル育成プログラム研修）の受講者は1,185人。
- ・ キャラバン事業の支援員は、「JPAA知財経営コンサルタント」と称することができる認定制度を創設（令和元年9月）。「JPAA知財経営コンサルタント」認定者は弁理士ナビで絞り込み検索可能。令和2年9月時点で352名が登録。

(2) 知財広め隊 (平成29～30年度)

- ・ 各地の中小企業等に、知財の有用性を認識していただくとともに、弁理士とのネットワーク構築を図る事業。

2年間で47都道府県において、計108回のセミナー & 交流会を実施



(3) ビジネスプランコンテスト (令和2年度9月～)

- ・ 技術・デザイン・ビジネスモデルなどの知的財産を用いた新たな萌芽的ビジネスプランを発掘・表彰し、表彰を受けたビジネスプランの育成を行う事業。

技術・ブランド・知的財産
ビジネスプランコンテスト

表彰企業には、賞金のほか、知財経営コンサルティング支援や出願費用の援助を実施。

(4) 知財活用表彰 (平成26年度～)

- ・ 知的資産経営に積極的に取り組む中小企業や、それらを支援する金融機関やサービス支援企業を、弁理士会が表彰することで知的財産の活用に対する意識を高めることを目的とする事業。

(1) 弁理士の使命の明確化

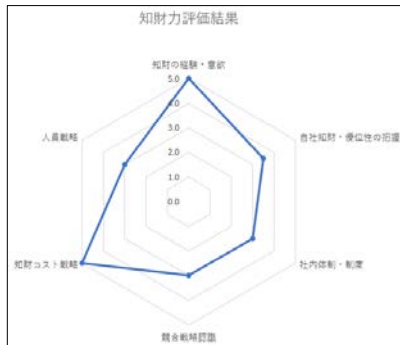
【あるべき知財立国の実現に向けた活動】

○弁理士絆プロジェクト（令和元年度～）

- ・弁理士がその使命を果たすべく夢と希望をもって活躍できる環境を整備し、弁理士の活躍によりあるべき知財立国を実現するため、外部との連携を深める事業。5つの絆から構成される。

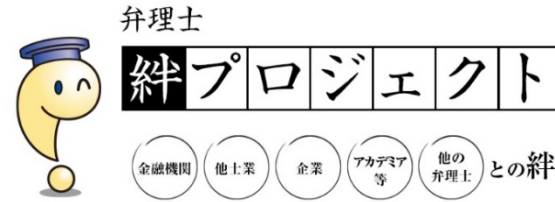
①金融機関との絆

- ・金融機関職員に知財の有用性を理解してもらい、地元弁理士との関係を構築するとともに、金融機関職員を通じて中小企業の経営者に知的財産についての「気づき」を与えることが目的。
- ・R1年度は17金融機関に対してセミナーを実施。また、2つの信用保証協会及び1つの信用組合と覚書締結。
- ・対話ツールとして「知財力管理評価ツール」を開発し、提供。



②他士業との絆

- ・他士業と連携して会員が顧客に提供する知財業務の品質を向上させるための機会を提供することが目的。
- 第二東京弁護士会会員との交流会（R1年度）
- 東京都中小企業診断士協会会員との交流会（R1年度）



③企業との絆

- ・企業支援のメニューを作成する際に役立つ情報（ニーズ）を収集すると共に、企業関連団体における知財活用マインドの向上を図ることが目的。
- 日本知的財産協会との意見交換（R1年度）
- 日本及び東京商工会議所との意見交換（R1～2年度）
- 中小企業庁との意見交換（R2年度）

④アカデミア等との絆

- ・オープンイノベーション支援の一環として、技術等マッチングの場を提供することが目的。
- 科学技術振興機構（JST）から講師を招聘しセミナーを開催
- 大学技術移転協議会（UNITT）とマッチングにつながるセミナーを開催準備中

⑤弁理士同士の絆

- ・事務所外弁理士と事務所弁理士との連携を強化すると共に、企業及び社会における知財のプレゼンスを向上させることが目的
- 知財プレゼンス向上委員会を設置し、知財のプレゼンスを向上させる施策を提言（R1年度）
- 事務所の事業承継や提携といった弁理士同士のマッチングのためのセミナーを開催（R1～2年度）

【改正内容】

経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を廃止。【弁理士法第72条】

役員解任権を廃止しても、弁理士に対する懲戒権で経済産業大臣の監督権限を及ぼすことは可能。
なお、これまでに、懲戒され解任となった役員はいない。

【自治強化に向けた役員制度改革（平成27年4月施行）】

(1) 常議員会における構成員招集権等を変更

【従来】

<構成員>

- ・会長（1人）
- ・副会長（8人）
- ・常議員（60人）
- ・執行理事（20人以内）

<議長>

- ・開催毎に互選。

<招集権>

- ・会長のみ

【現在】

<構成員>

- ・常議員（60人）
- ・外部常議員（5人以内）

※ただし、会長等は出席して意見を述べることは可

<議長>

- ・各年度第1回で互選し常設。任期1年

<招集権>

- ・会長及び常議員議長

常議員会では、総会に付する議案等について審議

- ・常議員会の構成員から正副会長・執行理事を外すことで、執行役員会からの独立性を確保。
- ・常議員会議長を常設とし、招集権を持たせることで、迅速かつ自主的に常議員会の開催を可能に。
- ・外部常議員制度の導入（H29.4）により、会の運営に定常的に外部の意見を取り入れる仕組みを確立。

(2) 執行役員会における議決権の在り方を変更

【従来】

- ・会長（1人）
- ・副会長（8人）
- ・執行理事（20人以内）

【現在】

- ・会長（1人）
- ・副会長（8人）

- ・議決権を、選挙によって選ばれた役員（会長及び副会長）のみに限定。

(3) 会長及び副会長に立候補要件・任期制限を導入

【従来】

- ・会長（無制限）
- ・副会長（無制限）

【現在】

- ・会長
（登録10年以上・連続2期4年まで）
- ・副会長
（登録5年以上・連続4期4年まで）

- ・会長・副会長は、会務活動に精通した会員による、適正・迅速かつ安定的な会務運営が求められていることから立候補要件を導入。
- ・会務運営の独裁化、組織の硬直化を防止すべく、任期制限を導入。

(2) 日本弁理士会の役員解任権の廃止

会の自治を強化し、自らの意思決定に基づき多様な活動を迅速に行えるようにするべく、ガバナンス強化のための制度整備を行った。

【預り金の分別管理規定の導入】

- ・弁理士倫理（会令）に預り金の分別管理に関する条文を新設し、義務化。（H29.10）
- ・事務所規模や業務形態に適した形で分別管理制度が導入できるよう、複数の手段を明記した「預り金の取扱いに関するガイドライン」を公開。（H29.9）

【事例等による注意喚起】

- ①会員苦情事例集の追録（H27.3）
- ②会員処分事例集（第2集）の発行（H27.7）
- ③料金・手続きトラブルの当事者調査を実施、調査結果に基づく注意喚起を実施（H29.3）

トラブルの大半が、依頼人への説明不足に基づくものであったため、実際の事例とあわせて改善例を公開して注意喚起した。

【処分関連制度の整備】

（1）処分機関への外部委員の登用

綱紀委員会及び審査委員会にそれぞれ外部委員を登用し、審理の公平性・透明性を確保。（H28.4）

（2）処分に関する規則・運用面の整備

- ①処分の運用基準に対する意見をウェブ上で受け付け開始（H26.2）
- ②処分に係る標準処理期間をウェブ公表（H26.2）
- ③全処分案件のウェブ公表を開始（H27.4）
- ④悪質事案の処分前公表制度の導入（H29.4）

【一般事案】	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
処分請求件数	4	9	16	8	8	13	18	16	10	9
処分件数	1	1	1	2	2	2	5	1	5	2

【研修未受講】	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
調査対象件数	13	11	14	29	24	38	31	17	8	10
処分件数	8	1	5	28	15	22	24	24	7	7

処分確定案件を全件公表

【改正内容】

特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとする。【弁理士法第31条、第48条】

前提として、事務所内の情報コンタミネーションが生じないよう情報遮断措置（チャイニーズ・ウォール・ルール）の周知徹底等必要な措置を講じることが求められた。

【コンフリクト対策の周知徹底】

①弁理士倫理ガイドラインの改訂（H26.4）

- ・以下の内容を追加し、会員に周知。
 - 事務所内の情報管理の方策としての情報遮断措置のあり方
 - 所属弁理士や事務員に対する指導監督のあり方
 - 利益相反規定に関する平成26年改正の趣旨

②必修研修で情報遮断措置についても解説

- ・平成26年弁理士法改正研修の中で改正事項に加え、情報遮断措置に係るガイドライン改訂等について30分にわたり解説。

③倫理研修で継続的に注意喚起

- ・5年に1度受講する倫理研修において、利益相反に関する事例を取り上げ、継続的に注意喚起を実施。

④コンフリクトチェックに関する実態調査を実施

(H29.11・R2.9)

【受任についてのガイドライン等の整備】

①事件の受任についてのガイドラインの新設（H26.1）

- ・依頼者との意思疎通の重要性を説明。
- ・会員に対するパブリックコメントも実施し、H31.3に改訂

②コンフリクトチェックリスト及び合意書（ひな形）の導入・継続周知（H29.3～）

- ・弁理士業務標準を毎年更新し発行。
- ・「弁理士業務虎の巻（月1回発行）」において定期的に周知

【事務所単位での利益相反管理規定の導入】

- ・事務所単位での利益相反管理を義務付ける規定を、弁理士倫理（会令）に導入（R2.3改正、R3.4施行）

【従来】

<弁理士個人>

- ・法第31条
- ・倫理第3条

<事務所>

- ・特になし

<特許業務法人>

- ・法第48条

【改正後】

<弁理士個人>

- ・法第31条
- ・倫理第3条

<事務所>

- ・倫理第3条の2（新設）

<特許業務法人>

- ・法第48条

○平成26年度以降、利益相反行為関連のトラブル事例はない。

苦情相談窓口 申立件数	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総件数	22	14	12	11	4	7
うち利益相反行為 （法31条,48条）	0	0	0	0	0	0

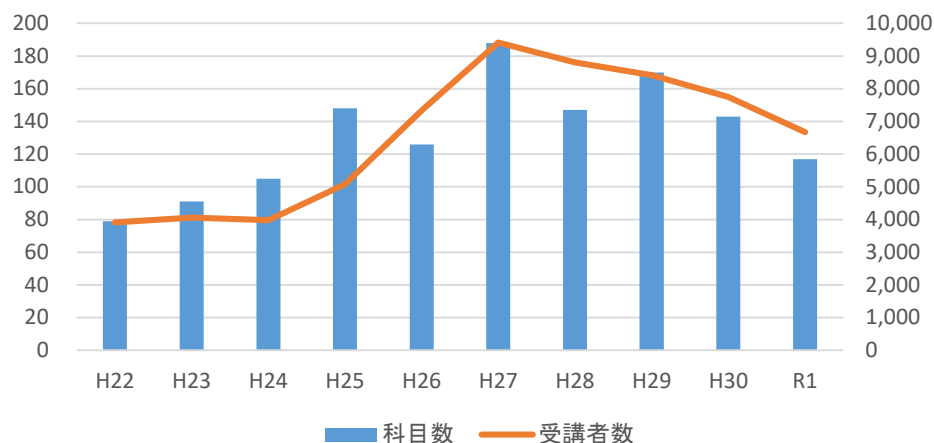
【改正内容】

出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨を明確化。【弁理士法第4条第3項】

【ビジネス関連研修の拡充】

- ・ 知財経営コンサル育成プログラムを筆頭とするビジネス関連の研修を拡充。
- ・ 外部講師を招聘した演習型のコンサルティング研修も展開。

ビジネス関連研修の科目数と受講者数



【コンサルティング業務に関する指針等を会員に公開】

- ・ 弁理士業務標準（コンサルティングを行う上での手順や注意事項を掲載）（H28.3）
- ・ 知財経営コンサルティングマニュアル（H30.4）
- ・ パテントマップの類型と特性（R2.2）
- ・ ローカルベンチマーク4つの視点ヒアリングシートガイド（R2.3）
- ・ ローカルベンチマーク活用ガイド ～業務フロー・商流把握編～（R2.3）

【経営デザインシートの普及啓発活動】

- ・ 経営デザインシート及びローカルベンチマークを普及させるためのWG・委員会を設置（H30～）
 - ヒアリングを通じて弁理士が作成した経営デザインシートを企業に提案
 - 作成した経営デザインシートが内閣府のWEBサイトに掲載される（土業が支援者となっている唯一のケース）
- ・ 内閣府参事官に「知財のビジネス価値評価と経営デザインシート」を会誌に寄稿いただくことで会員へ普及啓発。（H31.2）

【会員向けアンケート】

弁理士業務のうち中小企業/ベンチャー企業からの業務が占める割合で回答者を分類し、法改正前後で発明等の相談業務に生じた変化を分析した。その結果、中小企業/ベンチャー企業から発明等の保護に関する相談に応じていた弁理士の約半数以上が、**改正後はこの種の相談により応じやすくなった**と回答し、3割以上が発明等の保護に関する相談を受ける機会が増加したと回答した。

相談業務に関する対応の変化について	中小企業/ベンチャー企業からの業務が占める割合					
	ほぼ0%	20%程度	40%程度	60%程度	80%程度	ほぼ100%
以前から出願以前の発明等の保護に関する相談に応じていたが、 改正後はこの種の相談により応じやすくなった 。	31.0%	50.4%	63.2%	51.5%	61.5%	47.8%
以前は出願以前の発明等の保護に関する相談はなかったか、あっても応じていなかったが、 改正後はこの種の相談にも応じるようになった 。	1.5%	3.0%	0.0%	7.6%	2.1%	1.7%
以前は出願以前の発明等の保護に関する相談はなかったか、あっても応じておらず、 改正後もこの種の相談はないか、応じていない 。	26.6%	17.8%	9.2%	9.1%	8.3%	10.4%

相談の内容の変化について	中小企業/ベンチャー企業からの業務が占める割合					
	ほぼ0%	20%程度	40%程度	60%程度	80%程度	ほぼ100%
発明発掘段階の相談など、出願前の発明等の保護に関する相談を受ける機会が増加した。	18.0%	30.5%	43.7%	42.4%	43.8%	31.3%

(n=1010)

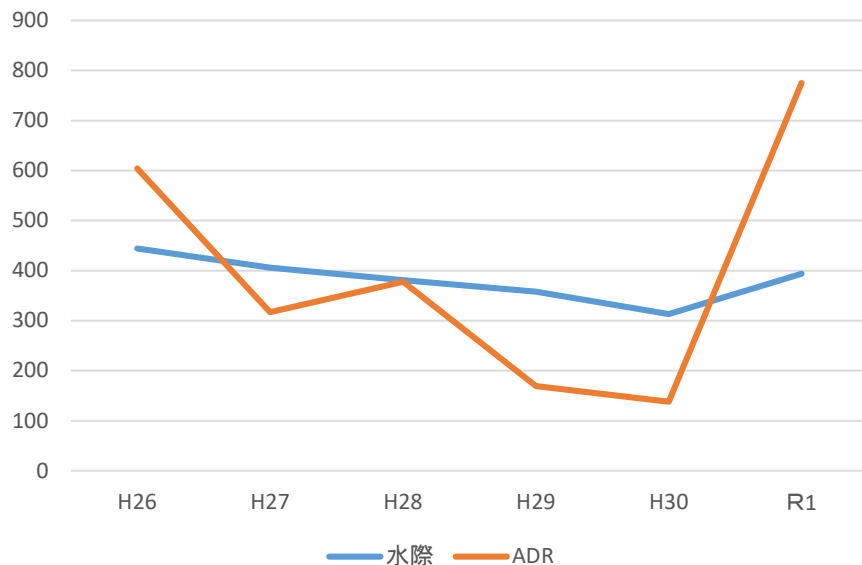
【改正内容】

水際差止及び裁判外紛争手続に係る相談業務ができる旨を明確化。【弁理士法第4条第2項】

【会員研修の実施】

- ①平成26年弁理士法改正に関する必修研修の中で、水際差止及び裁判外紛争手続に係る相談業務を説明。
- ②水際差止及び裁判外紛争手続（ADR）に関する研修を継続的に実施
(水際関連) 座学23回、EL7科目、受講者：延べ2,296名
(ADR関連) 座学23回、EL3科目、受講者：延べ2,381名

研修受講者数の推移



【水際関連研修の一例】

タイトル：企業の模倣品対策の実態と弁理士が行う税関手続

講師： 第1部 東京税関 知的財産調査官
第2部 パネルディスカッション

研修概要：第1部 税関における輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎近年の取締り状況について説明

第2部 実際の模倣被害及びその実態に対する手続上の問題・対応策などについてトークセッション

【ADR関連研修の一例】

タイトル：知的財産調停（及び仲裁）の心得

講師：弁護士及び弁理士

研修概要： 第1部 依頼者からの相談、調停の受任から終了まで
第2部 日本知的財産仲裁センターでの調停の解説
第3部 日本知的財産仲裁センターを活用いただくための事業内容の紹介

【東京税関への会員推薦】

税関における知的財産権侵害物品の水際取締りに関する業務を行う特定任期付職員（調査官）の募集に対し、平成17年から会員を継続的に推薦。

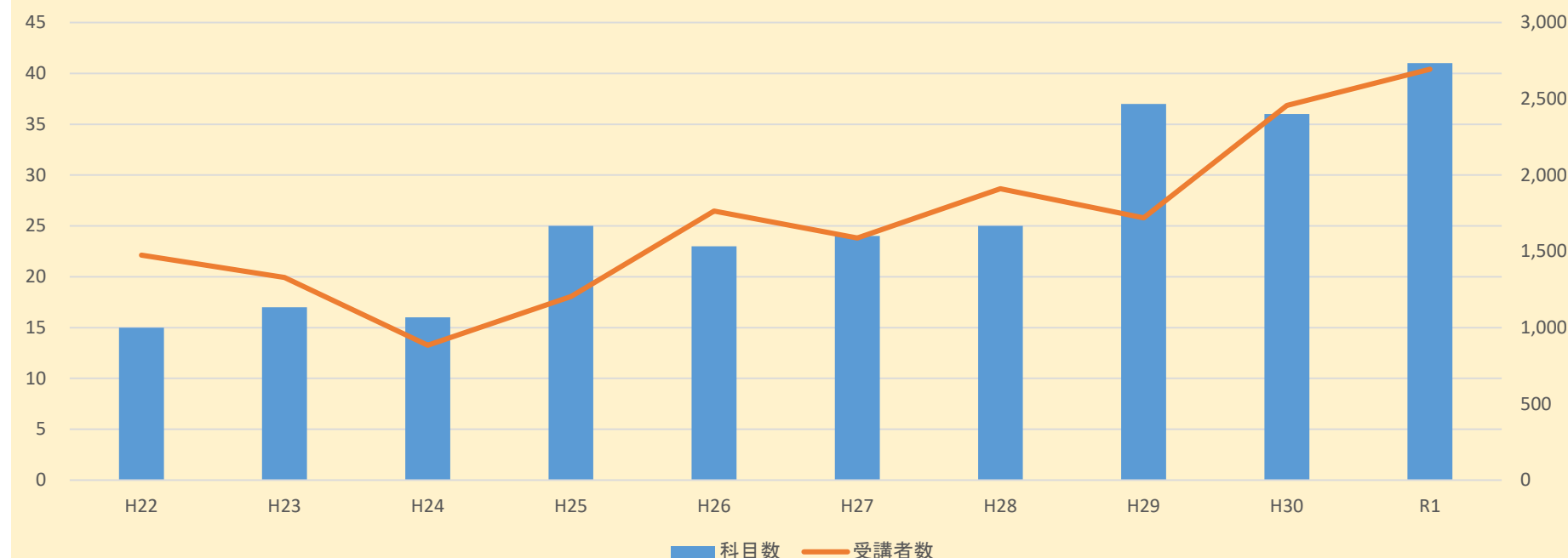
【改正内容】

弁理士の専権業務に「意匠に係る国際登録出願」に関する手続等を追加。【弁理士法第2条、第4条第1項、第5条、第75条】

【意匠関連研修の拡充】

- ①平成26年意匠法改正の内容を必修研修に指定し、受講を義務付け。
- ②意匠法関連の研修科目を拡充。受講者数も増加。

意匠関連研修の科目数と受講者数



【改正内容】

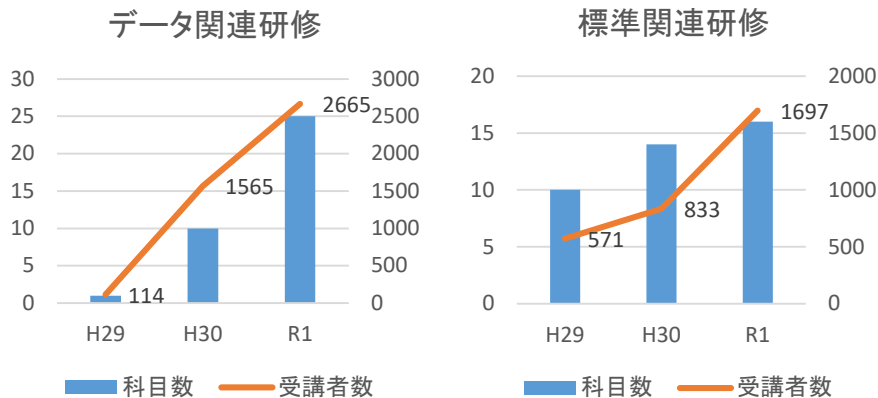
弁理士の業務にデータ関連業務及び標準関連業務を追加【弁理士法第4条第3項】

【基礎的研修の必修化】

- 平成30年度弁理士法改正に係る必修研修にデータ関連業務／標準関連業務についての解説を含め、全弁理士に受講を義務付け。（令和3年3月受講期限）
- 令和2年8月時点では、データ関連業務：9,118名（80.7%）、標準関連業務：9,418名（83.4%）が受講を完了

【高度・専門的知識を習得するための研修を拡充】

- 高度かつ専門的知識を習得するためのデータ関連業務・標準関連業務の研修を拡充。受講者も増加。
- 標準化の専門機関である日本規格協会が実施する「規格開発エキスパート講座」等も継続研修に組み込み。



【日本弁理士会における標準関連業務への取り組み】

- 関東経済産業局が実施する中小企業に対する知財・標準化の伴走支援事業に、会員が専門家として参加（H30～）
- 産業標準化事業表彰の候補者募集（R1～）
- 標準関連業務を研究する技術標準委員会を平成17年に設置し、調査研究に加え、会員内外へのセミナーの実施、ガイドブックの作成等の活動を実施。近年の主な活動は下記のとおり。
 - 関東経済産業局での支援事例を一般化し、中小企業に対する知財・標準化支援の具体的内容を会員に公開（R2.1）
 - 一般財団法人日本規格協会（JSA）に提出する書類の作成指針の公開（H31.1）
 - 対象製品が規格に合致しているかどうかを判定・評価する業務についての指針の公開（H31.1）
 - パテントマップやVRIO分析をはじめとするフレームワークを活用した標準関連業務の手法を提示（R2.1）
 - 日本規格協会・日本品質保証機構と連携した標準関連ビジネスの提案（R2.1）
- 令和2年に技術標準委員会をビジネスに主眼を置く標準ビジネス推進委員会に改組し、日本規格協会・日本品質保証機構・経済産業省等との意見交換により需要拡大・弁理士の関与の在り方等について調査研究。